

令和2年3月定例会会議録

令和2年豊郷町議会3月定例会は、令和2年3月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

- |         |   |
|---------|---|
| 議第 1 号  | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                             |
| 議第 2 号  | 豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                            |
| 議第 3 号  | 豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                            |
| 議第 4 号  | 豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                            |
| 議第 5 号  | 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                      |
| 議第 6 号  | 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて                 |
| 議第 7 号  | 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 議第 8 号  | 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案                    |
| 議第 9 号  | 豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案                      |
| 議第 10 号 | 豊郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案                          |
| 議第 11 号 | 豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案                             |
| 議第 12 号 | 豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案                                    |
| 議第 13 号 | 豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案                                     |
| 議第 14 号 | 豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案                                    |
| 議第 15 号 | 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案                                 |
| 議第 16 号 | 豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案                                 |
| 議第 17 号 | 豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案                                      |
| 議第 18 号 | 豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案                                   |
| 議第 19 号 | 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案                                    |

議第 2 0 号	令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第 6 号）
議第 2 1 号	令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 2 2 号	令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 2 3 号	令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 2 4 号	令和 2 年度豊郷町一般会計予算
議第 2 5 号	令和 2 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
議第 2 6 号	令和 2 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
議第 2 7 号	令和 2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
議第 2 8 号	令和 2 年度豊郷町下水道事業会計予算
議第 2 9 号	令和 2 年度豊郷町水道事業会計予算
請願第 1 号	介護保険に関する請願書
発議第 1 号	議員派遣の件
一般質問	

**河合議長** これより、令和2年3月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、  
第1回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時50分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

それでは日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、北川和利君、8番、西澤博一君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間といたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

**議 員** 異議なし。

**河合議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から24日までの20日間と決  
しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2、  
第3項の規定により、令和元年11月から令和2年1月分の現金出納検査結果  
ならびに定期監査報告は議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として、  
お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承  
願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。  
議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されて  
います。お手元に配付しているとおりでございます。ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として委員会報告を行います。議会広報常任委員会の  
報告を願います。高橋議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

**高橋議会広報**

**常任委員長** 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議会広報

常任委員長 それでは、議会広報常任委員会の報告をいたします。

議会広報常任委員会は、議会だより第80号、2月20日発行に向けまして、次の日程で編集作業をいたしました。第1回の編集会議は12月18日、定例会終了後でした。議会だより第80号発行についての、皆さんへの原稿依頼等を行いました。

第2回編集会議は1月7日午前9時からでした。原稿をもとに記事の配置や整理をいたしました。

第3回の編集会議は1月21日午後1時30分からでした。表紙とかインタビューコーナーなどの協議と、全体構想の構成をいたしました。

第4回編集会議は1月29日の午前9時から、最終校正を行いました。

第5回編集会議は2月4日午前10時から行いまして、最終チェック、これは委員長と事務局にて行いました。今後の課題として、より親しみやすい紙面の構成の一助となる、町内における行事や、紹介したい人物のコーナーなどに、議員各位からの情報提供をお願いいたしまして、報告といたします。

以上です。

河合議長 これで委員会報告を終わります。

日程第6、議第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に、大変貴重な時間をおかりしまして、議案書の訂正とおわびを申し上げます。

議第24号令和2年度一般会計予算につきまして、予算書の125ページ、附属明細書、地方債の前々年度末における現在高ならびに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の表中、一部に修正箇所がございました。また、一般会計とともに議第25号から議第27号までの各特別会計の附属明細書の中に文言の修正がございましたので、先の説明のとおり差しかえさせていただきました。

再三の議案書の訂正となり、議員の皆さん方には、多大なるご迷惑をおかけし、まことに申しわけございません。差しかえにより訂正させていただき、深くおわびを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは本日、令和2年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして格別のご高配を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には同意案件4件、条例改正案件12件、令和元年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算案件4件、令和2年度豊郷町一般会計予算ならびに各特別会計及び事業会計予算案件6件、その他案件3件の計29件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。平成31年1月1日より人権擁護委員としてご活躍いただいております浅居伊三雄氏が、昨年10月31日をもって退任されましたので、その後任として、民生委員児童委員協議会会長なども務められ、福祉及び地域活動へも積極的に参加されております馬場清次郎氏、豊郷町大字上枝244番地、昭和23年7月3日生まれをご推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長、12番。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、説明をお願いしたいと思います。

人権擁護委員さんの仕事というもの、大切なお仕事をしていただくんですが、豊郷町においては人権擁護委員の、法務局との関連もあると思いますが、大体、年間どういう活動をしていただくのか、これまでの実績で、人権擁護委員の活動内容をちょっと紹介いただきたいと思います。よろしく願いします。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

人権擁護委員の皆様にはご苦勞いただいております、法務局の方で人権相談を行っておられます。年間約、実績ではございますが、24回ぐらいの相談活動を行っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

議員 これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議員 これより、議第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

議員 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

議員 よって、議第1号は推薦案に同意することに決定いたしました。

議員 日程第7議第2号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第9、議第4号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

議員 町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第2号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、議第4号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括してご説明申し上げます。

議員 まず、議第2号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。令和2年3月31日をもって豊郷町公平委員会委員の任期が満了となります、豊郷町大字下枝120番地、浦部善弘氏につきまして、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により選任するものでございます。なお、浦部善弘氏につきましては引き続き委員に選任するものであります。

議員 次に、議第3号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。令和2年3月31日をもって豊郷町公平委員会委員の任期が満了します、豊郷町大字八町883番地、伊藤克己氏につきまして、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により選任するものでございます。なお、伊藤克己氏につきましては引き続き委員に選任するものであります。

議員 次に、議第4号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

てご説明申し上げます。令和2年3月31日をもって豊郷町公平委員会委員の任期が満了します、豊郷町大字四十九院238番地4、古市和子さんにつきまして、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により選任するものでございます。なお、古市和子さんにつきましては引き続き委員に選任するものであります。

以上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは議第2号、3号、4号について。町の公平委員会委員ということで、引き続きという話でございますが、この前任期中の公平委員会ってというのは開催がされたんでしょうか。実績だけ教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 おはようございます。今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

公平委員会の委員会は、案件がございませんでしたので開催はしておりません。まず、選任しまして冒頭と、任期の最後と、2回の会議を開いたところがございます。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第2号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第2号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって議第2号は原案どおり同意されました。



これより議第3号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第3号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決をいたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって議第3号は原案どおり同意されました。

これより議第4号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第4号豊郷町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決をいたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって議第4号は原案どおり同意されました。

日程第10、議第5号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第5号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現委員である豊郷町大字安食南208番地、村岸隆一郎氏が令和2年3月31日付けで任期満了となりますので、続けて再任をいたしたく、その選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るものでございます。任期は令和2年4月1日から3カ年でございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第5号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、引き続き

ということで、今回、村岸さんの、こういう提案がされておりますが、固定資産評価審査委員会ということで、今、豊郷で固定資産の審査会というのは、そういう個人情報保護法という形になってきた中で、どういった形で固定資産評価をされているのか、そのやり方をちょっと説明していただきたいと思いません。お願いします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

今のところ固定資産評価審査委員会の案件はございませんが、基本的には独立した中立的・専門的な立場から、固定資産税、資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定を行うということになっておりますので、今現在のところ案件は出ておりません。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第5号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第5号は原案どおり同意されました。

日程第11、議第6号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第6号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてをご説明申し上げます。

地方自治法第96条第2項の規定による、議会の議決すべき事件に関する条

例に基づき、湖東定住自立圏形成協定を変更することにつき議会の議決を求め  
るもので、彦根市と締結している湖東定住自立圏の形成に関する協定において、  
スポーツを通じた地域活性化の施策を追加するものでございます。

本件につきましては、先の12月の議会でも協定変更の議案を提出し、ご承  
認いただきましたが、今般、彦根市と総務省との協議が整いましたことから、  
協定に追加したいと彦根市長から要請があったもので、本町といたしましても、  
圏域の活性化に資するものと判断しましたので、議案を提出するに至ったもの  
でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第6号につきまして質疑をいたします。

全協の場所で、12月24日に、町長、課長がこの会議に参加されたとお聞  
きしました。そして、一応ゴーサインを出されたということなんですけれども、  
どのような、町としての意見を述べられたのかを詳しく説明してください。そ  
して、負担は全く出ないようなことをおっしゃってましたけれども、ゆくゆく  
ね、1人でも町民が利用していたら、やっぱり負担金を求められるなどなどが  
心配されるんですけれども、そういう不安はないんでしょうか。説明してくだ  
さい。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、町としての意見ということでしたけれども、12月25日に首長会が  
ございまして、その中で、彦根市長の方から正式に協定に追加したい旨の提案  
がございました。町としても圏域の活性化につながるということと、負担がな  
いということと、あと、借りの場合の料金を彦根市民と同じにするということ  
で、町民の利益にもつながるということで賛成をさせていただいたところでご  
ざいます。

次に、負担金の負担の心配があるのではないかとということですが、これ  
につきましても、設置というか、建設と今後の運営につきましては彦根の単  
独事業ということでお約束をいただいておりますので、今後負担金が発生する  
おそれはないというふうに判断をしております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第6号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することについての議決を求める議案につきまして、2点質問したいと思っています。

1点目は、今、課長が述べられましたけれども、昨年の令和元年の12月6日に、令和元年の11月8日に、これは彦根市が、こういう特別交付税に係る総務省要望を行ったということがありますが、その経過の中で、令和元年の12月24日に愛荘町、豊郷町及び多賀町の定住自立圏担当課長に、彦根市が本件についての説明を行い、各町長に協定変更の意向確認を依頼するというふうに書かれているんですが、そして令和元年12月25日に協議会を開催し、本町、本件において愛荘町長、豊郷町長及び多賀町長からも、協定変更に関する了解を得る。そして甲良町は町長選があったので、その後に了解を得たという、これは彦根市の議会に出した説明書なんですけれども、もともと彦根市は財政難ということで、この新体育センターをつくるのに、この圏域の取り組みができないかということで画策、いろいろ考えておられて、でも、この平成28年度の制度改正により地域活性化事業債、地活債の対象分野が医療、福祉、産業振興、交通、この分野に限定されたことから、この問題は見送られるという話があったわけですが、それに対して彦根市さんが、中央要望とか行って、市町村振興課が考えた中で、スポーツを通じた地域活性化をする。また当該施設を、この施設で産業振興の方向性で、この地活債が受けられる可能性があるということ、総務省の関係担当から回答を得たという話ですが、それで、この協定書の文書を見ると、第3条第1項を次のように加える、ウ、スポーツを通じた地域活性化、エ、取り組みの内容、スポーツを通じたにぎわいと交流を創出する拠点として、彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、あと云々と書かれて、乙の役割、豊郷町の役割は、甲、彦根市と連携して、当該施設において各種イベント等を実施することにより圏域経済の活性化を図るということで、この地活債を受けられるという話ですが、これは具体的に豊郷町がどういったかわりをするのか。また、先ほど負担はないとおっしゃっておられたが、こういうスポーツツーリズムの推進や各種イベント、本来、この体育センターは彦根市民の体育センターが壊されたという、国体絡みで、そのために、彦根市民の体育振興のための施設が必要ということで始まっているんですが、こういう施設

利用では制限がされると思うんですけど、その辺はどのように考えているのか。またそういうイベント等に関しては分担金が出るんじゃないかという関係もありますので、それについてどう考えているのか。その説明をひとつ。

2点目は、この問題で、今彦根市に対して監査請求が出されました。この請求の要旨は、彦根市新市民体育センター問題で、大久保市長に対して補正予算を賛成多数で可決したけれども、これは地方財政法第2条違反ではないかということが出ておりますが、この監査請求は現市会議員など含めて出されておりますけれども、この問題はこの協定とどう絡んでくるのか。この地財法の違反行為で、もしそれが確定したら、今はもう、監査請求終わったら訴訟に発展すると思いますが、それが確定した場合は違法な公金支出になりますので、それを圏域の中で応分負担とか、協定結んでいたら当然応分負担も出てくるのかなと思うんですけど、そういった絡みも含めてどういうふうに考えておられるのか答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点目につきまして、協定変更案にあります各種イベント等を実施するくだりの、どういったかわりということでしたけれども、これにつきましては当然、もし共催で、豊郷町と彦根市というか、近隣と彦根市と共催で行う場合は、それは負担金等、発生するかもわかりませんが、彦根市さんが実施されるイベントに参加するときは参加費ぐらいで済むのではないかと。

あと、先ほど申し上げておりますのは、負担がないと申し上げましたのは、建設とその運営費、施設そのものの運営費につきましては負担要らないということでございますので、何らかイベントが発生して、一緒に行くというようなときに出てくるのは、これは彦根市に限らずどこのイベントに参加しても同じような状況ですので、それについては関係ないというふうに考えております。

また、2点目の監査請求につきましてですけれども、監査請求、出されたことは承知しておりますけれども、それも今後どうなっていくかわかりませんので、仮定の質問にはお答えをしかねますし、そのことについては彦根市さんで判断されることだというふうに考えておりますので、答弁を控えたいと思います。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは再質疑を行います。

まず、1点目の件ですが、共催でしたときのイベントに関しても、多少の分担金はあるかもしれないというお話ですけれども、全協のときにお聞きしたと思うんですけど、彦根市と協定を結んだら、利用料金は彦根市並みにするとか、そういったこともおっしゃったんじゃないかなと思うんです。でも、その協定を結ばなくても、豊郷町の町民のスポーツ愛好家が参加するときは、そういう彦根市並みの利用料を町が補填したらいいだけのことなんやけど、なぜ今回の協定というのが問題かというのは、これは産業振興の方向性というのを総務省と話をまとめたということで、本来の体育センターの役割、求められている市民の願いからは方向性が変わってしまう、こういったやり方というのは本来あるべき姿じゃないと思うんです。先ほど、監査請求はどうなるかわからんから仮定の話には答えたくないと言われてましたが、年数はかかっても、うちでも監査請求から談合が認定されて、あれは国庫補助事業でしたからね、交付金や、それから起債分の返還が求められました。でもこれ、広域になれば、この協定で結んでいるところも、同じ、やはりその利用をしようということになるから、この定住自立圏でこのような支出は、本来の法を侵しているということで監査請求が上がっているんです。だから私はこんな協定を、全協でお聞きしたときは、彦根市とその周りの4町の1町でも、それを協定結んでくれたら彦根市はできると言っていると、そのとおりですとおっしゃいましたよね。そんなリスクのある協定に、なぜ今回参加表明をしたのか。その点について、合意をしたということですので、その点を再度お聞きいたします。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

従来からご説明申し上げておりますとおり、この体育センターの整備につきましては甲の役割というところにございますように、彦根市が単独でされることにございます。それにつきまして、その経過、今後につきまして何かありましたところで、全て彦根市さんの範囲で行っていただくということは間違いありませんので、町につきましてはリスク等は考えておりません。

また、この協定を結ぶことによりまして利用料が安くなるということで、町が補填すればいいのではないかということですが、協定を結ぶだけで利用料が安くなるのに、わざわざ一般会計を支出して補填すればいいというご意見は、ちょっと理解しかねるところでございますので、ご理解をお願いしたい

と思います。

以上です。

河合議長 再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 再々質疑で、今は課長の答弁だけなんですけど、ここの、総務省が言ってるのは、これを圏域の中でやるということで、地活債、地域活性化事業債が受けられる対象になると言うてるんですけども、そうなれば、当然のこととして協定を結んでる各自治体にも何らかの影響は出てくるんですよ。その監査請求の内容でいくと、いろんな法律に違反してるっていっぱい書いてあるんですけども、こういうのが法的に、裁判に行ったときに、それがそうだとということになれば、返還金というのが、起債部分も返還しなきゃいけないし、十数億の関係、返済金が出てくるんですけども、これにかかって彦根市が当て込んでる金が、地活債を考えておられますのでね、そういうので応分の負担割合が出てきた場合に、非常に、そんな安易な判断をする。なぜしたのかなっていうのが疑問なんですけれども、最後、もうこれで終わりですので、町長がそれで了承したということを書かれていますので、町長の答弁も求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、12番今村議員さんの再々質疑にお答えします。

これは彦根市に総務省が提案された、それで実現したものでありまして、我々は一切かかわることはありません。それでこの、12月25日のときに、本当に我々に負担はないのかっていう念押しをしました。「一切ご迷惑をおかけすることはない」ということでした。

先ほどから課長が述べておりますように、共催というのはめったにないと思っていただいてよいと思います。そして、町が独自にするときは町民体育館がありますから。ただ、彦根市で魅力のあるイベントが開催されたときは、町民さんが彦根市民並みの利用料で参加できると、そんなメリットはないな、このように思ったので同意をしたものであります。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村議員。

今村議員 議第6号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについての議案に対して反対討論を行います。

今議会に提案された定住自立圏形成協定の変更は、そもそも彦根市の単独で行うはずの市立体育館整備事業を、国の交付金を取得する手法として、彦愛犬、広域で取り組むという形式協定です。

まず、彦根市の公共施設整備に他の4町がかかわるということ自体、地方自治の独立性及び主体性への干渉、関与として将来に禍根を残すこととなるでしょう。また、地方自治体の独立性の観点から、市の単独事業の遂行に幾多の課題が生じたとして、定住自立圏協定に取り組むという、姑息で自治の独立性に逆行する手法だと言わなくてはなりません。また、今回問題になっている、彦根の議員含めた監査請求、こういった問題で、この問題はなかなか前に進むことは難しいと考えている時期に、仮定の問題には答えないと、リスクは今の時点では判断しないという形の、町の安易な判断に対しても、やはり町民の、私も1人として、豊郷町にこういった協定で結ばれた、後で、応分の負担が押しつけられるようなことを、協定を結んで、前に行かせることはとても納得できるものではありません。このことを申し上げて、今回の定住自立圏の協定変更につきましては反対といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第6号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。

よって議第6号は原案どおり可決されました。

日程第12、議第7号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。



伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第7号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明申し上げます。

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する団体のうち、滋賀県市町村交通災害共済組合が令和2年3月31日をもって脱退することに伴い、規約の改正をするものであります。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第7号の討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第7号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって議第7号は原案どおり可決されました。

日程第13、議第8号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第8号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

内容といたしましては、平成29年、自治法改正法の施行に伴います地方自治法の条ずれが起こりましたので、引用している条例を一括して改正するものであります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第8号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

例の整理に関する条例案につきまして、これは条ずれということで条項を合わせてるということなのですが、せつかくの機会なので、この本則の議会の同意を要する賠償責任の免除というのがありますが、責任に係る賠償額を30万以上の場合とするというのは、これまでそういうことがあったんでしょうか。この本則がありますので、これまでそういうことはあったのかどうかについて、ちょっとお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の質疑にお答えをいたします。

このようなことはないというふうに記憶しております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第8号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第8号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第14、議第9号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第9号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明を申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については、地方自治法第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことから、第5条において、新たに対象として整備するものです。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第9号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案。先ほど会計年度任用職員に対しても、フルタイムの任用職員に対しては、これを適用するというので、この説明を見ると、給料を支給される職員を第2条第4項に規定する平均給与額の例により、実施機関が町長と協議して定める額というふうになっているんですが、この公務災害補償等ということなんで、実施機関はどこで、公務災害補償という形で、職員と同じ程度になると思うんですが、どのくらいそういう額が出てくるのか、平均的な給与額の例によって、ちょっと具体的な中身を教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

額についてはいろいろな想定がございますので、一概に幾らというようなものは出てこないのかなという考えを持っております。また、実施期間でございますけど、これはもう我々の町ということと、また関係のそういう団体ということでございます。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 関係の団体というのはどこを指しているわけですか。町というのはわかりますよね。ちょっと関係団体、どこら辺が関係団体になるのか、ちょっとそれを説明してください。

総務課長 北川総務課長。

河合議長 議長。

総務課長 それでは再質疑にお答えをいたします。

町ならびに教育委員会とか水道事業とか、そういうことでございます。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第9号豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第9号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これより少し休憩をいたします。この時計で10分後、55分に再開します。

(午前9時44分 休憩)

---

(午前9時55分 再開)

河合議長 再開いたします。

日程第15、議第10号豊郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第10号豊郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員については常勤職員と同様にサービスの宣誓をすることになることから、第2条第2項において、新たに整備するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第10号豊郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第10号は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第16、議第11号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第11号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和元年12月16日に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政の推進等に関する法律に名称が変更されたことから、引用している法律の名称の改正、または条ずれが生じたので、一部改正を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第11号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）につきまして、先ほど町長が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を活用して、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなすというふうに書いてあるんですが、書面審査のやり方、この2条8条の2項のやり方というのは、具体的に言うとどういうことができるということなのか、ちょっと説明していただけないか。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の質疑にお答えをいたします。

手続上といいますか、今までどおりでございまして、基本的には何ら変更点はございません。ただ「使用して」というところを「使用する方法が」という、そういう文言の修正等による条ずれだけでございまして、手続上は、何ら今までとは変わっておらないところでございます。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 手続上は変わらないという話なんやけど、ただ、この書面審理というか、書

面を出すときの弁明書の提出はパソコンとかで出したやつが、この条ずれ関係で書いて、同じように出せるという意味なんですか。どういう、その辺だけを説明してくれたらよかったですけど。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 再質疑にお答えをいたします。

そのように電子情報処理組織を使用しての弁明がされた場合、前項の規定によって弁明書が提出されたものとみなすということでございますので、そういうことです。

以上でございます。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに再質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第11号豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第11号は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第17、議第12号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案から、日程第19、議第14号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第12号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案、議第13号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案、議第14号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第12号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上下水道課の下水道事業については、令和2年4月1日から、地方公営企業法に基づく法適化を予定しており、豊郷町職員定数条例内の町長部局の職員数を減らし地方公営企業の職員数を増やす必要がございます。増減の人数2名につきましては、現在在職する職員数をもとに算定し、一部改正を行うものでございます。

続きまして、議第13号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上下水道課の下水道事業については令和2年4月1日から下水道事業として、地方公営企業法の法的化を予定しており、豊郷町課設置条例第3条、課の分掌事務内、上下水道課を削る必要がありますので、一部改正を行うものでございます。

続きまして、議第14号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上下水道課の下水道事業については、令和2年4月1日から地方公営企業法に基づく法的化を予定しており、豊郷町特別会計条例内の下水道事業会計を削る必要がありますので、一部改正を行うものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**河合議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。  
**議員** なし。

**河合議長** ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議則第39条の規定により、議第12号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案、議第13号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案及び議第14号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

**議員** 異議なし。

**河合議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第12号、議第13号及び議第14号ヲ総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第20、議第15号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** 議第15号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説

明申し上げます。

令和2年度の保険税算定について県より納付金が示され、被保険者の減少等の状況を踏まえますと、現行税率では不足が見込まれるため、2分の1を基金より取り崩した上で税率を改正するものでございます。豊郷町国民健康保険税条例第3条第1項、第4条については基礎課税額医療分、第6条、第7条については後期高齢者支援金等課税額、第8条、第9条については介護納付金課税額についてそれぞれ所得割、資産割の税率改正をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**河合議長** これより質疑を行います。質疑はありますか。

**鈴木議員** 議長。

**河合議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** 議第10号に対する質疑を行います。1点は引き上げになるわけですが、1人当たりの引き上げ額が幾らなのか、2つ目は世帯平均の引き上げ額が幾らになるのか。それから全体引き上げになるわけですが、どの層への影響が大きいのか。それから、今、町長の提案説明の中で2分の1、基金を取り崩してという説明がありましたので、この引き上げ、条例案はその2分の1を算入した結果であるのかどうか、答弁をお願いします。

**税務課長** 議長。

**河合議長** 中山税務課長。

**税務課長** 失礼します。鈴木議員のご質疑についてお答えさせていただきます。

今回、税額の引き上げに伴いまして、軽減前の課税額でいきますが、1人当たり11万7,806円となります。層への影響への問題になりますが、今回の改正につきましてもは応能応益割の応益分をなぶっておりませんので、1番所得に係る世帯につきましても大きな影響が出ると思っております。

固定資産税をお持ちの場合は、1%の減額を掛ける状況から、所得なし、固定資産のみの人の場合につきましてもは下がるという状況になっております。また、所得なし、固定資産がない場合の世帯につきましてもは、税額自体は変わらないような条例改正になっております。

それと、先ほどお話のありました世帯1人当たりの影響につきましてもは、ちょっとごめんなさい。世帯1人当たりについては算出の方ができておりませんが、被保険者1人当たりではそのような影響が出ております。

あと1つ、すいません、基金の投入のお話がありましたけど、今お話ししました11万7,806円につきましてもは、基金投入前の数字でございます。

階級もモデルケースに伴いまして、さまざまなところがありますが、1つ、



階級の資産の方を挙げさせてもらいますと、収入が200万、280万、固定資産なしの場合であれば、外税比較に伴いまして1,410円すると上昇が思われます。基金を投入することによって、400円の負担が緩和されるような状態になるような状態になります。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員 わからへんのは、また後で教えてもらえるのかな。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは鈴木議員のご質疑の、ちょっと中山税務課長の方から漏れた部分についてお答えさせていただきます。

基金2分の1入れているのかということですが、128万円、後ほど上程させていただきます。当初予算の方に取り崩し額の方は入れておりますのでそちらの方をご参照いただければと思いますが、基金を2分の1投入して、今回の税率改正の方をさせていただいていることとなっております。

先ほど、中山税務課長の方からモデルの方を個別に説明させていただきましたが、条例案を見ていただければわかりますとおり資産割と所得割の改正のみとなっておりますので、もともと均等割と平等割のかかっている世帯については据え置きとなっておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

河合議長 鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第15号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましてこの今、町長、課長からの説明を聞いた中で、この基金を2分の1取り崩して、この改定を考えているというお話だったんですけど。この国民健康保険運用基金っていうのが令和元年、今年3月末の残高見込みは5,633万円です。この取り崩し分というのは128万円、令和2年度当初予算ではなっているんですが、基金の半分だったら3,000万近く取り崩すのかなと一瞬思いましたけど、現実には128万円を取り崩して、令和2年の年度末残高見込みは、国民健康保険事業会計の基金の残高が5,500万残ってるという形になるんですけども、概要でいくと。

それで、今回は資産割と所得割、応能割の方をさわったという、変えた、改定したという話なんですけど、この豊郷町の現在の被保険者数の中、人数と、

それから資産割のかかっている人の人数。それから所得割のかかっている人の人数はそれぞれ何人なのか。後期高齢と介護保険というのは、後期高齢は、この国保の皆さんにかかると思うんですよね、率として、介護保険は40歳以上の、国保の被保険者ですから、その両方も引き上げになるのかどうなのか、ちょっとわかんないんやけど。これもどういう影響があるのかも、ちょっと説明をしていただけますか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

私の方からは先ほどの2分の1の引き上げの部分につきましてですけども、ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。現行の税率を維持した場合、来年度の標準税額、県の納付金を算定するに当たる標準保険料率を算定したところ、全体で256万円が不足しますので、その全体256万円の不足額の2分の1の128万円を、今回、基金投入をさせていただくものでございますので、ご理解の方よろしくお願いします。あと、被保険者数と資産割の人数等につきましては税務課長の方からお答えします。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 中山税務課長。

税務課長 今村議員の質問にお答えします。

現在、所得割の人数というか、今回、人数の把握ではなくて、所得とか介護につきましては金額の方で把握しておりますので、少し説明させていただきます。

医療分につきましては、ごめんなさい、所得医療分、所得割につきましては9億2,867万7,000円を令和元年度に見ており、令和2年度の標準価格としましては、8億3,817万1,000円となり、差が8,200万ほど下がるような状態になっております。

資産割につきましては4,363万が、医療割に対し固定資産税額の課税標準額となっており、今回示されているのが4,180万となっております。差額としましては183万で、固定資産税額として大きな影響が、令和元年度、2年に対し出ておりません。

支援分に対しましては、所得割でいきまして9億2,860万。令和2年度は8億1,100万ということで、差額として1億ほどの差額が出ており、資産割に関しては4,119万と4,116万で、次年度に対し大きな影響は、差額

としての差額が大きく出ておりません。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問はありますか。

今村議員 あります。

河合議長 今村さん。

今村議員 再質問させてもらいます。

先ほど提案説明のとき、固定資産割ね、それがあって所得なし、所得割がない人、うちは2割、5割、7割軽減が6割強いますから、全体の。だからそういう所得割がない人ね、そういう方で固定資産割がある人、この人数は何人なんですか。それはすぐわかると思います。

それと、固定資産税がなく所得もないという人は何人なんですか。これは軽減世帯の中で多いと思うんですけどね。不動産を持ってない方たちやから、それは何人なんですか。それが今回下がるとおっしゃったので、全体の、国保の被保険者、若干減ったような感、2,000人弱ぐらいなんかな、今。そのぐらいの中で、下がった対象の方は何人なのか。世帯でわかっていたら世帯でもいいですし。

それと今回、そういう以外の方は上がるということなんですけど、この上がるという人たちの世帯ならびに被保険者数がわかったら説明してください。一番高い人と、全部計算して一番高い人と一番低い人でどのくらいの値上がりになるのか。その幅を教えてください、お願いします。

税務課長 議長。

河合議長 中山税務課長。

税務課長 失礼いたします。資料不足で申しわけございません。

今ちょっと、お伝えいただきました答えられる中の範囲で、お答えはできるところをお答えさせていただきます。先ほど申されました軽減世帯の割合ということで、軽減世帯の関係で現在の被保者数といたしましては400、全体1,813人に対し492人の方が7割軽減がかかっておりますので、こちらの方が所得がかかっていない世帯となっております。先ほどお尋ねがあったみたいに、固定資産税がかかって何人、所得税がかかって何人というところ、ちょっと人数等の把握ができておりませんので、申しわけございません。

今村議員 固定資産税の人数はわかってないんですか。

税務課長 すいません、金額把握で差額、差額のところで。

今村議員 全てわかるはずでは。

河合議長 課長、後ほど、ちょっと資料として提出してください。はい、もうよろしい。

今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 再々、最後ですけど、これは国保加入者の人たちの一部が下がって、一部が上がると、2つに分かれるという話なんですけれども、税率をこういうふうに変える、今は国保の広域化といっても税率の決め手、そういうのは各滋賀県の19市町に任せられている状況ですよ。そういうので、今回こういう、町としてこういう操作をして、一部引き上げて一部引き下げるといふふうに至ったのはどういう判断からなのか。国は一般会計からの繰り出しとか、そういうことを抑制するためにいろんなことをやりますが、うちの場合は、この国保の基金が5,000万円以上あるんですけれども、この基金も活用すれば別に引き上げとかいうこともなかったような感じもするんですが、こういう判断に至った経緯だけ教えてください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えします。

基金を活用するに至った理由につきましてですけれども、前年、令和元年度の納付金、税率につきましては一定4,500円、標準保険税率の方で下がりましたので、今回引き上げた部分につきましては、前年度が引き下げているので、今年度についてはそこまで、全額基金の方は投入しなかったという部分と、前回は、平成30年度、県の方で統一の算定方式や、県で国民健康保険が県の統一になったときに、上がった部分の2分の1を、基金を投入させていただきましたので、今回も2分の1を投入させていただいた部分と、あとは全体的に低所得、俗にいう低所得と呼ばれる所得割のかかっておられない方、均等割のみ、均等割、世帯割の部分のみの被保険者の皆さんの影響ができるだけ出ないような税制改正を行った部分で、まず1点、そちらの方もありますし、所得割、全額、今回の税率で上がった方は所得割の課税の方のみになりますけれども、それを全額所得割が課税かかっている方が全てご負担していただくというのは、これまでの経過も踏まえて、ちょっとそれはどうかという部分がありましたので、2分の1基金の方を投入させていただいたということになっておりますので、ご理解の方、よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑をいたします。

この案を上程するに至って、町長及び担当課は県などとの協議の場にいらっしやっていると申すんですけども、その中で、町としての意見はどのような意見を述べておられるのか。私のもとには、本当に高過ぎて払うに払えないという方が、切実な声が届いていますので、そういう声を受けたような発言、提案をしていただけているのかどうか。また、各市町のトップの方々の意見等も文書で見たんですけども、何せ氏名が書いていませんので、どの自治体のトップがどんな意見を言ったっていうのが見えませんので、伊藤町長はその場でどんな活躍をしてくださったのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

それから、県と交渉という場がありましたので、私も議員、私たちの党の議員団と県の担当課がいろいろ意見交換等をしたんですけども、ペナルティーについて、市町が決めるんだから、裁量はそっちにあるんでしょと念押しをしたら、県の担当課は「確かにそうです」とお答えになりました。今までよく、繰り入れをしたらペナルティーがあるからということを再三聞かしていただけてますけれども、このペナルティーについての認識を教えてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 6番、高橋議員さんの質疑にお答えいたします。

根本的なことをちょっと知っておられないので答えようがないんですけど、国保は県域全体で、どこにいても同じ額にすると、これが合意されているんです。だから、それに向かって今、現市町は進んでいるわけです。それをいつにするかっていうのが、今それぞれ議論しているところです。一応、令和6年っていうんか、もう少しならかにしたらどうやっていう方の議論であります。それで、この基金がさっきもありましたように五千何百万、これを、それやったらその6年間で、豊郷町やったら、国保が上がっているその中に少しずつでも基金を投入しながら、県下の統一保険料に向かっているということでありませう。

議論があるのは医療費の水準、医療機関が近くにないところはちょっと意見を言われるところはありますけれども、豊郷町の場合は医療機関が十分、充実しているというんか、そういう形で、医療機関が充実しますと医療費がちょっと上がってきますので、その格差があるで、少ないところにはちょっと不平がありますけれども、県下で統一するという事は皆さん合意しておりますの

で、その点、ご理解の方、よろしく申し上げます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど、町の意見につきましては町長の方からお答えさせていただきましたとおりでございます。あと1点、ペナルティーの件につきましてはですけれども、ペナルティーがないというのはもう従前から承知の方をしておりますし、これまで、一般会計から繰り入れたらペナルティーがあるという答弁の方はしていないと記憶をしておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

町長からは、令和6年をめどに統一化を目指している、それがもう既成事実という的、そういう意見だったんですけれども、ちょっと急ぎ過ぎじゃないかとか、もっと現状を把握して進めた方がいいという、そういう意見があると聞いているから、それがもしかして伊藤町長だったんじゃないかというふうに思ったから、お聞かせ願ったわけです。今の答弁ですと、国・県の言うとおりの路線を踏襲していくという、そのように受けとめましたので、わかりました。

そして、それからペナルティーについては、今までもなかったしこれからはないと、このように受けとめていいのでしょうか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質疑の方にお答えさせていただきます。

ペナルティーにつきましてはこれまでもないと、今後もないというふうには考えておりますけれども、保険者努力支援制度の方がありますので、国としては赤字補填の繰り入れはするなというのが全国的な流れになっておりますので、今後、赤字補填の繰り入れをしている団体に、保険者努力支援制度で減算される可能性は0ではないというのは、現時点では認識の方をしております。

基本的には、赤字がないので当然、赤字補填がないのが当然、全団体の全国の団体に、正式な数は把握しておりませんが、確か2割から3割、赤字補填の繰り入れの方はされていますので、そちらの方を国としてはなくしていきたい、そのためにペナルティーで保険者努力支援制度の金額に反映する点数を

減算するという事は、今後、算定上の中で厚生労働省の方なりで考えていかれることであるので、出てくる可能性は0ではないという部分だけお含みいただければと思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありませんか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第15号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって議第15号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第21、議第16号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第16号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。主な内容として占用料の額の見直しについて、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえて改定が行われることによるものです。よって、豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第16号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、ただいま町長から、固定資産税評価額の変更により賃料変更ということで、占用量も変わってるという説明を受けました。

今回の条例改正によって、全体の件数はほとんど変わらないと全協のときに説明がありましたが、この収入は、町の収入源なんですけれども、どのくらい増えるんですか、下がるんですか、ちょっとその辺、教えてください。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

町全体の収入につきましては、改正前ですと道路占用料につきましては180万2,466円から207万9,162円になりますので、27万6,696円の増の予定です。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第16号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第16号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第22、議第17号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第17号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案についての提案理由のご説明を申し上げます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、豊郷町印鑑条例についても所要の改正が必要なため、本条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。



河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。会議則第39条の規定により、議第17号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を、文教民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第17号は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第23、議第18号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第18号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

来年度より古着回収時に、布団類、畳、スプリング入りマットレスの回収を始めるに当たり、処理費の一部を受益者負担として徴収させていただくことから、手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第18号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、質疑を行います。

今回の改正では、これまでの廃洗濯機収集運搬手数料1,800円、一般廃棄物処理業許可手数料、1件につき3,000円というところにつけ加えて、布団・カーペット等処分手数料を1枚につき300円。また、畳処分手数料を1枚につき1,000円、そしてスプリング入りマットレス処分手数料を、1点につき1,500円というのが新たに有料化される部分なんですけれども、これは、今回のこの金額、どういう根拠でこの金額を設定されたのか。また、これが予算化される場合に、どのくらいの年間の、古着のときに町が処分してる量からいって、大体想定してつくっているんだと思うんですが、町は、この手数料を取ってどのくらい収入にしようと考えているのか。その、町が試算したものを教えてください。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 ただいまの今村議員のご質疑にお答えいたします。

手数料の料金を決めた根拠につきましては、県内の各市町の手数料の方を調べさせていただきまして、あと業者からの見積り等を照らし合わせまして判断させていただきました。そして予算をどれぐらい見積もっているのかということですが、畳につきましては80枚、そしてスプリングマットにつきましては10枚、布団につきましては1,000枚というのを見積もっております。全部で39万5,000円の収入の方を見込んでおります。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 今、課長からこの試算の中身をお聞きいたしましたが、これまで豊郷町は、これは古着を年2回とおっしゃってましたよね。そのときに一緒に出していただいても結構ですということで、町民さんにそういう収集もカレンダーに書いてあるわけですけど、そういう中で、ここの部分で39万円を、さらに住民負担、町民負担にしていきたいっていうのは、今回、どういうことでそういうふうになったのか、その経緯だけを教えてください。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

布団につきましては、従来よりリバーセンターの方で、個人負担をいただいている部分がございます。そして、畳とスプリングマットにつきましては、今までは収集不可ということで、住民の方も、出したくても出せないということがございました。これには、粗大ごみとは別に特別な分別等もございまして、業者の方も別途負担が要るということで、今回、個人負担も徴収させていただくことといたしました。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本会議規則第39条の規定により、議第18号豊郷町手

数料徴収条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第18号は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご  
審議のほど、よろしくお願いたします。

日程第24、議第19号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題  
といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第19号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し  
上げます。現行条例では、令和元年10月から消費税10%への引き上げに合  
わせて、半年間分の介護保険料の軽減を実施しましたが、令和2年度について  
は、通年で介護保険料の軽減強化を行うため、所要の改正を行うものでありま  
す。

主な改正内容としましては、第1段階の保険料率を0.375から0.3への  
引き下げ、第2段階の保険料率を0.575から0.45への引き下げ。第3段  
階の保険料率を0.725から0.7への引き下げとなっております。なお、今  
回の引き下げに伴います年間の保険料額は第1段階で5,832円、第2段階  
で9,720円、第3段階で1,944円の減額となります。ご審議のほど、よ  
ろしくお願申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第19号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案について質疑を行  
います。

このことについては、さる全協の場で、第1段階が現在の0.45が0.37、  
今、375までいっていたのが0.3になると、そういう話で、第2段階  
が0.45になり、第3段階が0.7になるということは説明を受けました。そ  
れで、現在の第1、第2、第3段階の人数をそれぞれ示していただきたいのと、  
この条例は公布の日から施行するという記述がなかったんやけど、この交付は  
いつからやるとい話なのか、4月1日からか、どういう意味かわかんないの  
で、その辺をちょっと、期日も明確にさせていただきたいと思います。お願し

ます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

条例改正の対象の人数ですけれども、令和2年1月31日現在の第1段階の方が342名、第2段階の方が181名、第3段階の方が147名というふうになっております。

また、2点目の交付日につきましては令和2年4月1日を予定しております。こちらにつきましては、現在、介護保険法施行例及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案が、現在パブリックコメントの作業をされておりますので、こちらが例年ですと年度末の3月31日に公布で1日施行というのが予定されておりますので、この政令の公布施行を待ちまして、4月1日に公布施行の方をさせていただければというふうに考えておりますので、ご理解の方、よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 これは4月1日から施行予定ということで、全協でもお聞きしましたが、この費用財源の負担はどうなるのかということで、町の負担は、国が2分の1、県、町は4分の1やという話なんです、これ、令和2年度、1年間、この分の、町から持ち出しする財源は、その他一般会計からの繰り入れするもので入るわけやけど、幾らになるんでしょう、この総計でいくと300、500、650人ほどいらっしゃるよね、町が負担する金額は幾らになるのか説明してください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質疑の方にお答えさせていただきます。

町の負担分につきましては、全体の減税額の方が979万5,072円を予算で計上しておりますので、その4分の1になりますので244万8,768円というふうになりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第19号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第19号は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第25、議第20号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)から、日程第28、議第23号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第20号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)から議第23号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)までの各会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第20号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,967万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を55億8,911万6,000円とするものでございます。歳入では町税1,396万8,000円、国庫支出金9,170万8,000円、寄附金1億5,000万円、諸収入51万1,000円、町債1,870万円を追加し、分担金及び負担金を220万9,000円、使用料及び手数料15万2,000円、県支出金981万6,000円、財産収入145万1,000円、繰入金8,158万6,000円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費2億1,896万7,000円、農林水産業費37万4,000円、土木費3,934万9,000円、交際費6万7,000円を追加し、議会費488万円、民生費4,870万8,000円、衛生費1,077万円、商工費49万2,000円、消防費239万7,000円、教育費1,183万7,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入で12ページ、款13国庫支出金、項2国庫補助金1億535万1,000円の増額につきましては、社会資本

整備総合交付金の増額によるものです。

次に14ページ、16寄附金、項1寄附金1億5,000万円の増額につきましては、ふるさと納税に伴う寄附金であります。次に15ページ、款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして、6,619万8,000円の減額を行うものであります。

次に歳出では、17ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10地域づくり推進事業費2億3,345万円は、ふるさと納税に係る積立金等によるものです。

次に24ページ、款8土木費、項5下水道費、目1下水道整備費1億円の増額につきましては、下水道事業会計への繰り出しによるものであります。

次に、議第21号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ356万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億9,533万6,000円とするものでございます。歳入では財産収入2万2,000円、繰入金18万1,000円、諸収入301万5,000円、国庫支出金36万円を追加し、県支出金1万円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費54万1,000円、基金積立金302万6,000円、諸支出金1,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金18万1,000円及び6ページ、款32国庫支出金、項2国庫補助金36万円の増額につきましては、社会保障・税番号制度システムに係る令和2年度データ標準レイアウト改定に伴いますシステム改修費用の追加によるものであります。款7諸収入、項2雑入301万5,000円の増額につきましては、求償事務の完了によるものであります。

次に歳出では7ページ、款1総務費、項1総務管理費54万1,000円の増額につきましては、社会保障税・番号制度システムに係る令和2年度データ標準レイアウト改定に伴いますシステム改修仕様の追加によるものであります。

また、款5基金積立金、項1基金積立金302万6,000円の増額につきましては、第三者行為求償金等の増額による基金積み立ての追加によるものであります。

次に、議第22号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それ

ぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算総額を4億3,003万5,000円とするものです。歳入の内訳では一般会計繰入金1億円を増額するものであり、歳出の内訳では積立金1億円を増額するものです。

主な内容は、下水道事業の地方公営企業法適用化に伴う移行後の資金確保の観点から、水道事業の移行時と同様に、一定の引継金として増額するものであります。

次に、議第23号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ517万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億2,433万2,000円とするものでございます。歳入では、国庫支出金517万4,000円、県支出金1,000円を減額するものであります。次に、歳出では基金積立金517万5,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入5ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金517万3,000円の減額につきましては、調整交付金の内示及び保険者機能強化推進交付金の確定によるものであります。

次に歳出では6ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費26万8,000円の減額につきましては、決算見込みによる居宅介護サービス給付費の減額分、施設介護サービス給付費の増額分の差し引き減となっております。

続きまして、7ページ以降に、介護予防サービス等諸費6万8,000円、8ページ、項6特定入所者介護サービス等費20万円の増額につきましては決算見込みによる増額となります。

9ページ、款4基金積立金、項1基金積立金費517万5,000円の減額につきましては、国庫補助金等の減額に伴い財源不足が生じたため、基金積立金を取りやめるものであります。

以上、議第20号から議第23号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それではまず、議第20号豊郷町一般会計補正予算についてお尋ねします。

17ページです。款10、地域づくり推進事業費の中の役務費が8,345万円出てますけれども、これ、手数料とありますけれども、具体的な説明をお願いします。

続きまして、18ページの選挙公報配布御礼、減額ですけれども、何軒分配っておられるのか、どういう形で配っておられるのかを教えてください。

それから19ページです。13委託料でポスター掲示場設置委託料とありますけれども、これは何者をお願いしてあるのか。そして競争とかがあるのかどうか。また、この掲示場については選管等でもっと増やした方がいいとか、そういう論議があったのかなかったのか、教えてください。

続きまして20ページです。19の延長保育促進事業補助金が上がっておりますけれども、具体的に何名ほどが追加の要望を出しておられるのかお願いします。

22ページです。4農林水産業費の中の農地費、19で負担金補助及び交付金とありますけれども、愛知川沿岸土地改良事業費補助金29万6,000円が上がってます。私も農業をしますので、興味があってこの会に行ってみたんですけれども、まるで政権与党の演説会的な雰囲気なのでびっくりしたんですけれども、こういうときの講師の選び方とか、そして農業者はどの程度、私たちの町の農業者はどの程度これに参加しておられて、そして。

**河合議長** 中身違うんじゃないですか。

**高橋議員** え、愛知川沿岸でしょ、この補助金の使われ方ですね、補助金の中身、どのように使われているのか。農業者にとってどのような、この補正を組む時点で、どのようなメリットを期待されているのかを教えてください。以上が補正予算です。

議第21号につきまして、国民健康保険事業特別会計補正予算、これにつきまして、この補正予算を組んだ時点で国民健康保険証の短期及び資格証明書等の発行数をお願いします。

次は第23号です。介護保険事業特別会計補正予算ですけれども、この補正予算は組んだ時点で入所待ちの方は何人おられて、短くって何年ぐらいで入った、何か月でもいいです。そういう事例を教えてください。

以上です。

**企画振興課長** 議長。

**河合議長** 清水企画振興課長。

**企画振興課長** それでは、高橋議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

私の方からは、議第20号の17ページ、総務費の地域づくり推進事業費の12、役務費8,300万の手数料の内訳ということでしたので、そこをお答えさせていただきたいと思います。これにつきましては、まず、ふるさと納税をいただいた方へのお礼の品ということで、寄附額の30%、約4,500万円



が返礼品代でございます。それから、それを送る送料が約1,500万円、それから受付をする際のサイト等の利用料を含めまして、クレジットカードの決済等の分と、あと、それを支援していただく分の手数料を合わせまして約2,000万ということで、大体8,300万ということでございます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方からは、まず18ページの項4選挙費の中の報償費、ポスター掲示場の設置御礼の部分でございますけれども、これにつきましてはポスター掲示場54カ所のうちの30カ所につきましては、民間の方の土地にお願いをしておるところがございますので、わずかではございますけれども、お礼の品をお渡ししたというところでございます。

続きまして、ポスター掲示場の設置委託料の、何者ということでございました。これは19ページの一番上だと思いますけれども、これにつきましては4者でございます。

以上でございます。

教育次長 議長。

河合議長 教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私は20ページとなります。20ページの19負担金、補助金及び交付金のうちで、延長保育促進事業補助金が何名増加ということだったと思います。12名の増加でございます。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員のご質疑にお答えします。

22ページ、6農林水産業費の農地費の愛知川沿岸土地改良区事業費補助金の件なんですけれども、これにつきましては愛知川沿岸に補助するのではなくて、愛知川沿岸地域の中の県営かんがい排水事業で左岸の水路補修とか揚水機のさく井などがありますので、その負担、県への負担金ということです。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長      それでは、高橋議員の質疑にお答えいたします。

議第21号国民健康保険事業特別会計補正予算のうち、短期と資格の数につきましては、1月末現在になりますけれども、短期が85名、資格者証が6名というふうになっております。

続きまして、議第23号介護保険事業特別会計補正予算の入所待ちの人数につきましては、1月末現在の待機者数が27名というふうになっております。入所の申し込みから入所までの時間、期間等につきましては、入所申し込みについては直接施設の方に申し込まれますので、うちを介して施設の方に申し込まれるのではなくて、被保険者の皆さんが直接施設とやりとりして、入所申し込みをして入所されるということになりますので、平均的な入所待ち期間がどの程度かというのは今のところ把握はしておりませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

河合議長      高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員      はい。

河合議長      高橋さん。

高橋議員      それでは再質疑をさせていただきます。

19ページのポスター掲示関係のことですけれども、この4者はもう、もう町として4者を、競争とかせずに指名みたいな感じでなさっていると、その捉まえ方でよろしいでしょうか。そしてたくさんあったんですけれども、いろいろね、人口、めちゃくちゃ増加した地域とかがあります。そういう感じで選管、また、担当課としてもうちょっとポスター掲示場要るんじゃないかなとか、そういう論議があったのかなかったのか、教えてください。先ほどの、答えがなかったように思います。

それから、選挙に関して選挙公報を配っておられる件数も抜けてたかと思えますので、よろしく申し上げます。

それから、愛知川沿岸土地改良事業費に補助をしておられるということなんですけれども、私たちの町の農業者がいろいろ要求をしていらっしゃると思うんです。この間の会議でも、ポンプを変えてほしいんだとか、いろんなことを言っておられる方がおられましたけれども、町の補助金も出してる限りね、やっぱり農業者が、より取り組みやすい、農業の器具なり、そういう水路の改修などがどんどんされていくべきかと思うんですけれども、私たちの町の農業者はどんなメリットをこれで得ていますか。例えば要望してきたところが何件ぐらい解決していますとか、そういうので教えていただけたらと思います。

続きまして21号ですね、保険証を、本当に払いたくても払えない、困窮した方が多分、滞納が続くところという形の発行ということになるんですけれども、これは、解決に向けてのいろんな手だてとか、また、これがどんどん増えることでは困りますので、町としてどのようなことを考えているかということについてお願いします。

それから23号ですけど、入所待ちが27人とお伺いしました。本来、介護保険はね、事業でうたっていることは、待たせることなくちゃんと受け入れてもらえるのが筋だと思うんですけれども、担当課がいろんなところで介護なさったり、情報交換をなさっていると思いますけれども、この入所待ちというのは県下でどのくらいあって、うちの町は27人なのか。これは多いと思っているのか、そこそこだと思っているのか、いや、これはもう何とかしなきゃいけないと思っておられるのか、そういう点での答弁をお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、ポスター掲示場の議論でございます。これにつきましては今現在、選挙管理委員会でも、それぞれの投票率の関係での議論の中では出てはおりますけれども、増設についての議論という部分については、まだ積極的な意見というものはございません。また、ポスター掲示場の委託業者でございますけれども、これは町内に4業者がございますので、その4者に指名といいますか、業者に入札の要領で執行しておるところでございます。

以上でございます。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

愛知川沿岸土地改良区への補助ではなくて、今回は県営のかんがい排水事業、湖東平野地区第1期ですので県への補助になります。あと、愛知川沿岸への要望とか、水路・ポンプなどの改修などの要望はどうなっているのかということにつきましては、愛知川沿岸というのは田んぼに水を供給するまでですので、そこからの水路というのは、青線ですと、農業用水ですと町になりますし、土地改良区が終わっているところであれば土地改良区が管理することになりますので、その部分については個々に対応しているところです。ポンプのやりかえなどについては、今、この湖東平野事業で新たに大きいポンプを掘っておりますし、小さなポンプは廃止の方向になるんですけれども、それを、どうにかなら

ないかという要望は今しているところです。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えします。

短期証、資格証の解決方法につきましては、現時点では税務課の方で納税相談の方をしていただきましたりとか、現在の収入に応じて払える分を分納誓約で分納していただいている部分の方がございますし、悪質滞納者、こちらの方から通知を送っても何ら連絡をしてない滞納者につきましては預貯金調査、預貯金の差し押さえは税務課の方で、今は県の湖東の方でやっているかと思えますけれども、そちらの方でやらせていただいているのが実情ですので、今後できるだけ滞納のないように、納税相談と徴収につきましては税務課の方で努力していただけるかというふうには考えております。

あと、介護保険の県内の状況につきましてですけれども、施設の入所待ちにつきましては各市町ごとで多分拾っていると思いますので、県全体で何名という取りまとめの方は、私の記憶する限りではないと思いますので、ちょっと、今手元の方に資料の方がありませんので、県内の状況というのは把握の方はできておりません。

被保険者の申し込みにつきましては1人で、例えば20とか30、複数の施設の申し込みができますので、それを各施設ごとでカウントをして、名寄せをして、実際何名なのかという作業を、うちの町ではやらせてもらっていますけれども、例えば大津市とか、大きな市で名寄せをするというのは多分事実上不可能だと思いますので、実数としては把握ができない現状なのかなというふうには思っております。

あと、施設の待機がないのが理想ということですがけれども、確かに施設に希望された方が全て入所できるのが一番よいかと思えますけれども、当然、施設を建築する社会福祉法人であったり法人さんの方の事業運営の方もございますので、必ず施設を建ててください、じゃあ、わかりました、建てましょうというて簡単にいくものではありません。当然、経営の方もありますし、採算の方がとれるかどうかで施設の方も、建築等については、考慮されてやられている部分と、あと、27名が全て入所された場合は当然介護保険料の方にはね返ってきますので、入所を希望される方が全て入所されるというのが理想ではございますけれども、その分当然、第8期の介護保険料、第9期の介護保険料にはね返ってくるので、全てが全て入所されるのはどうかなというのは個人

的には思いますので、というふうには考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 漏れているのだけ言っていただいたら。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 再質疑の補足説明をさせていただきます。申しわけございません。

広報の配布枚数は2,200枚でございます。それと、先ほどちょっと言葉足らずでありましたので申し上げますと、掲示場の検討と申しますのは、掲示場というのは、本日、詳しい資料は持ち合わせておらないんですけれども、人口によって箇所数、選挙人名簿の人口によって箇所数っていうのは、ある程度決まっておるところがございます。むやみやたらには増設ができないというふう  
に認識しておりますので、ご理解のほど、お願いをいたします。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは議第20号令和元年度豊郷町一般会計補正予算につきまして、まず、ページ1、ここに歳入の款項と、補正金額書かれているんですけど、1の町税で増額補正になっているところの町民税、1,787万5,000円増額という形と、固定資産税は若干の減額で、たばこ税も減額というのはあるんですが、この中でとりわけ町民税の増税というのは、町としては何が大きな要因で増税になっているのか説明をしてください。

そして次に13ページ、これは歳出にもかかってくるんですけど、款14県支出金、項2県補助金民生費県補助金の、多子世帯子育て応援事業費補助金というのが10万8,000円減額なんですけど、本町におきましてこの補助金を受けておられる世帯、お子さんの人数というのはどんなもんなんかに、減額になってるから当初予算よりも少なかったんだなと思うんですけど、その辺のくだりを説明いただけますか。

そして20ページ、項2の児童福祉費のところ児童福祉総務費、その中で19番、負補交の中で、昨年、待機児童が多かったことがあって、町としても対策を強化ということで、保育士等人材紹介料支援事業補助金等、また、保育所人材紹介料緊急支援事業補助金、それぞれ33万8,000円。100万円

減額になっておりますが、これは実績としてどのくらい活用されて保育士の確保ができたのか。その実績を説明してください。その下の下の、宿舎借り上げ支援事業補助金っていうのも98万4,000円減額なんですけど、これはどういう借り上げ、支援事業の補助金なのか、これも減額がありますので説明してください。

そして、次は27ページ。款11公債費、項1公債費、目1元金ですけど、ここで繰り上げ償還元金として6万7,000円が上がってるんですけど、これはどういう起債の元金に充てられ、繰り上げ償還に充てられているのか。端数的な金額なんですけど、これで借りている金額が、起債が終わるのか、その中身だけまたその中身だけ教えてください。

続いて議第21号です。令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算。これにつきましては、先ほど課長の方から短期保険証・証資格証明書の数がそれぞれありましたが、特にこの中でお子さんのいる家庭はどのくらいあるんでしょうか。以前に、子供たちにはいろんな、修学旅行とかいろんなことがあるから保険証はきちんと配付しますという話はもうされていたんですけども、今回のこの短期保険証ならびに資格証明書になっている世帯で、子供さんのいる世帯はそれぞれ何件あるのか説明してください。

そして、次は5ページで歳入の部分ですけど、款3県支出金、項1県補助金の目1の保険給付等交付金ということで、普通交付金が、今回これで確定になるのかと思っておりますが、国保においても特別調整交付金っていうのがありますけど、普通交付金と特別調整交付金は今年度幾らぐらいになるのか。それぞれの金額を示して、率的にも説明してくれると、特調の方はどのくらいのパーセンテージで来るのか説明してください。これが21号関係。

次、議第22号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算、これにつきましては、先ほど町長からの説明もありましたが、今回、町の一般財源から1億円、その他の経費という形で入ってくるんですけど、この1億円っていうのは、地方交付税の下水道公営化に伴う経費として来ているお金なのか。純然たる町の一般財源なのか、どちらなのか説明をしてください。

続いて、議第23号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算ですが、これにつきましては5ページで、歳入の方ですけどね、款3国庫支出金、項2目1の調整交付金ですよ、この介護保険調整交付金が前年度に比べて611万8,000円下がって3,313万2,000円となっておりますが、これはもう確定なのかなと。これは国の負担割合の中で5%の調整交付金枠があって、当町は低所得者が多いので、やはりそういう中で会計運営は大変と、小規模自

治体ということで、そういうシステムで、町村会でも要望してくれてるんやけど、そういった中で、これは何%に当たるのか、町に、この目安は。何で減額になったのかというのがわからないので、理由を説明してください。

そして、続いて6ページです。ここに歳出がずっと書いてあるんですけども、保険給付、款2の保険給付費、項1、2介護サービス等諸費ということで、この部分は居宅と施設と両方合わせた介護サービス給付費が載っているんですけども、これは第7期の事業計画の中では、そういう介護保険のサービス費としては、予算としてはとんとんぐらいかなと思ったんですが、その中で居宅介護サービス給付費、国県支出金が332万1,000円減って、その他、これは利用料、一般財源が552万6,000円減るとというのが、どういう計算でこうなるのかがちょっとわからないんですが、一般財源が552万6,000円減るのはどういう算出でなるのかを示していただきたい。

それから、施設介護も若干、国庫支出金は減ってるけど一般財源が増えている。このシステムで、特に聞きたいのは居宅介護サービスのところが、一般財源がこんだけ、国県支出金よりも増えるというその仕組みをまず教えていただきたいと思います。

そして、その下の方が予防サービス、介護予防サービス等諸費、総合事業関係ですけども、ここが7期計画の中よりも増えているなと思うんですが、この介護予防サービス等諸費のところが増えていく、今の今年度の原因はどういうところにあるのか説明をしていただきたいと思います。

そして8ページに、項6特定入所者介護サービス費ということで、これは国県の支出金が減って、その他、一般財源が増えているんですけども、今、豊郷の特定入所者介護サービスを受けている施設入所者の数はどのくらいいらっしゃるのか。今回、国県の支出金が減って、本人負担等、一般財源、町負担が増えているというのはどういう仕組みなのか。そのことについて説明を求めます。

以上です。

税務課長

議長。

河合議長

中山税務課長。

税務課長

今村議員のご質疑にお答えいたします。

議案第20号町税の町県民税の増というところなんですけど、こちらにつきましては、町民税の内訳としまして個人税と法人税がございます。こちらの増に関しましては、件数等につきましては大きな要因はないんですが、一人ひとりの景気の回復のせい、所得の方が増額になったことが要因となり、最終税額

といたしましては増になったものと考えております。

以上です。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 馬場教育次長。

**教育次長** それでは、私の方からは今村議員の13ページのご質疑にお答えをさせていただきます。

13ページの款14県支出金の中の、児童福祉費補助金の多子世帯子育て応援補助事業補助金の対象者は何名かということですが、2名でございます。

また、20ページの児童福祉費総務費の負担金補助金及び交付金で、保育士等人材紹介料支援事業補助金の実績はということで、2名でございます。また、保育士等人材紹介料緊急支援事業補助金の実績はということで、こちらにつきましては0名でございます。また、宿舍借り上げ支援事業補助金の内容ということでございますが、こちらにつきましては私立保育園が雇用する保育士確保のために宿舍を借り上げたときの補助金となっております。

以上です。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 北川総務課長。

**総務課長** それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方からは27ページの公債費の補正でございますけれども、この部分につきましては、彦根消防の通信指令の高機能化に伴います、本町の起債の借り上げの部分でございます。

以上でございます。

**今村議員** どういう意味なのか。6万7,000円は。

**総務課長** 今ほど申しました通信司令の高機能化に伴います本町の負担分の部分で、機構資金という部分の借り入れの部分を繰り上げ償還した部分でございます。その部分でございます。

以上でございます。

**医療保険課長** 議長。

**河合議長** 西山医療保険課長。

**医療保険課長** それでは今村議員のご質疑にお答えいたします。多うございますので、ちょっとすいません、順を追って説明させていただきます。

まず、議第21号国民健康保険特別会計補正予算の資格者の18歳未満の子供さんがいる世帯につきましては12世帯というふうになっております。5ペ



ージの県の普通交付金の最終的な総額につきましては。

今村議員 短期の世帯数は。

医療保険課長 短期は12世帯です。

今村議員 資格が12で短期が1。

医療保険課長 資格が1世帯、短期が12世帯というふうになっております。

5ページの普通交付金の最終的なところにつきましては、5ページの計のところにあります6億4,974万9,000円が最終的な見込みとなっております。特別調整交付金、調交につきましては今年度補正の方をしておりませんので当初予算の数字になりますが、特別交付金が316万9,000円、特別調整交付金の調整分につきましては466万5,000円、県の2号繰入金につきましては1,036万8,000円が現時点での予算というふうになっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。国保は以上になります。

議第23号介護保険事業特別会計補正予算の調整交付金の減額につきましては、こちらの方は県の方の確定で減額させていただいたもので、最終的な交付割合につきましては5.4%というふうになっております。こちらにつきましては、算定方法の見直しによりまして低所得者の配分よりも85歳以上人口の方の配分を国の方が増やしておりますので、その影響を受けて多少減額、当初見込んでいたものよりも減額となったというふうに見込んでおります。

続きまして、6ページの財源構成の内訳につきましては、調整交付金の減額等保険者機能強化推進交付金等の入の方がありましたので、最終的に国費・県費の調整の方をさせていただいて、一般財源の方で最終調整をしておりますので、率につきましては、若干ちょっと、最終的な整理をさせていただくまでにちょっと、予算ベースとしての組みかえをさせていただきましたので、若干の差異があるかとは思いますが。

7ページの介護予防サービス計画給付費の増につきましては、当初見込んでいたよりも件数の方が1件増えましたので、今回、補正の方をさせていただいたものとなっております。

続きまして8ページ、特定入所者介護サービス等費の、現時点での人数でございますけれども、令和2年2月28日現在の限度額証の方が、第1段階が10名、第2段階が36名、第3段階が57名の計103名、こちらにつきましては施設入所とショートの方も利用の方がありますので、毎月、現時点で何人というのは、交付については103名させていただいておりますので、月々につきましては変動の方がありますので、ちょっと今手元に資料がありませんので、また委員会なりでお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

議第22号、6ページの補正額の財源内訳のところでございますけども、先ほど今村議員から、交付税の算入といったことをおっしゃっておいりましたので、これについては一般会計からの繰出金のことをご質疑されているのかなというふうに考えます。一般会計からの繰り出し基準とは別のものになります。交付税算入されます一般会計繰出金の基準の中にあります。移行における経費の相当額というのは、その基準につきましては、業務にかかるものということになりますので、今回のものとは別のものがございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 すいません、ちょっとわからなかったということだけ確認させてください。22号の下水道のところやけど、この1億円は純然たる町の一般財源ということですか。私は、地方交付税にそういう経過措置に対する事務負担金が何か入ってるのかなと思ったりしたんですけど、これはそういう関係ではなく、町の一般会計繰り出し、一般財源という形で理解したらいいんでしょうか。その点をちょっと教えてください。

それから、議第23号の介護保険事業特別会計補正予算では、この調整交付金の算出根拠で、うちは85歳以上の方が少ないと、そういう算定になっているわけですか。これは65歳以上の対象、1号被保険者の中の割合として少ないということ、この5.4%、前はもっと高くもらったことあったと思うんですが、低所得というのは当然カウントされて当たり前やと思うんですが、この人口割的に65歳から85歳以上の方というのが後期高齢に入る人たちですけど、その人数がすごく勘案されるというのは、どういう理由をその理由としてね、うちが少ないのはどういう理由なんやと。少ないということは早死にしているということじゃないですか、逆に捉えれば。長生きされてる自治体は、多かったら特別調整が加算される、高齢者になるほど、介護サービスの必要性が高まるからということですけどね、少ないということは、そういう方が少ないからサービス需要は上がらないやろうという感じの観点なんですか。その辺をどういうふうなことなのか。そこが、最後にちょっと担当課の。

それと、総合事業に係る予防給付のところですが、第7期の計画、大体、毎年1,000万円ほどの予定になってるんやけど、今回はもう予算的には1,800万円になって、その分の繰り出しを、基金を減らしているという感じがしたんですけども、予防給付で増えているというのは、さっきは1件だけ増えたからって言わはったけど、全体として増えているわけですか。その中身はどういう実態なのか、その辺をちょっと説明していただけますか。

以上です。

上下水道課長

議長。

河合議長

森本上下水道課長。

上下水道課長

今村議員の再質疑にお答えします。

私の言い方が少しややこしくて申しわけなかったんですけども、これについては交付税算入の対象ではないものになりますので、一般財源ということで理解をしています。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

調整交付金につきましては、これまで65歳以上と75歳の人口区分の方で算定の方をされていたんですけども、85歳以上人口の方が高齢、要介護認定率を受けやすいというので、今期、第7期の方から算定方法の方を変更されて、今期から入っているものでございます。

第8期、現在、国の方では第8期の調整交付金の方の算定は出されていますけれども、現在は85歳以上の認定率を調整交付金の方に算定しに行くということが言われております。確かに、85歳以上人口が多ければ多いほど要介護認定になる可能性が高いというので、調整交付金の率を調整しにいきましょうというのが国の方針というふうになっておりますので。

ただ、比率につきましては65歳以上人口の比率と85歳以上人口の比率の方がありますので、あと、オールジャパンで計算して、うちの町の比率が高いか低いという算定になりますので、基準としては5%が調整交付金の基準になっていますので、0.4ポイント超えているので、国の平均よりは若干上に回っているのかなというふうには思っております。

あと、計画、予防サービスの現時点での実績をということですけども、計画全体で見ますと、予防給付につきましては、本年度の計画値が予防給付全体で838万5,000円を事業計画の方で見込んでおりますが、現時点でのサービスがおおよそ300万円前後というふうになっておりますので、進捗率にし

て約4割というふうになっていますので、全体としては予防サービスの利用は減っているのかなというふうな、実感としては持っています。ただ、人数につきましては増えておりますので、介護予防支援の計画サービスについては若干の増と、今回補正させていただいているものでございますので、よろしく願いします。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第20号令和元年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）を予算決算常任委員会に、議第21号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）及び議第23号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を文教民生常任委員会に、議第22号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第20号を予算決算常任委員会に、議第21号及び議第23号を文教民生常任委員会に、議第22号を総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

これにて、昼食のために暫時休憩をいたします。再開は1時より。

（午前11時49分 休憩）

---

（午後 1時03分 再開）

河合議長 再開いたします。

日程第29 議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算から、日程第34、議第29号令和2年度豊郷町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第24号令和2年度豊郷町一般予算から、議第29号令和2年度豊郷町水

道事業会計予算までの一般会計予算及び各特別会計予算等について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算についてご説明申し上げます。令和2年度国の地方財政対策では、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持、再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を7,246億円上回る額を確保して対応することとされました。

さて、本町の財政状況は、平成30年度決算において普通交付税及び特別交付税、また国庫支出金等が減少したことにより、全体の一般財源は減少しました。こうした中であって、継続的、安定的財政運営のため、財政調整基金及び各特定目的基金に積み立てを行い財政健全性を確保したところではありますが、社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪化を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。

令和2年度の予算は、第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業展開を維持するとともに、本町のまちづくりの将来像である「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現に向け、さらなるステップアップとなるよう、町民の皆さんと行政が一体となって、一步先行く豊郷町を築き上げていくこととしました。

一般会計における当初予算額については、ふるさと納税にかかる寄附金の増加、庁舎建替整備工事の実施、GIGAスクール構想事業の実施等により、当初予算総額としては、昨年度費約10%増の49億5,200万円となりました。

まず、歳入での主なものとしたしましては、町税は個人所得の伸びに伴う町民税増加、新築家屋の増加に伴う固定資産税増加により、前年に比べて866万8,000円、0.9%の増、国庫支出金は前年度の歌詰橋橋梁補強・補修工事に伴う社会資本総合整備交付金等が減少したため、7,147万8,000円、14.7%の減。県支出金は障害者自立支援給付事業の歳出の増加に伴う、障害者自立支援給付費負担金の増加により736万6,000円、2.8%の増。繰入金はふるさと応援寄附基金繰入金の増加により、1億6,122万6,000円、27.9%の増。寄附金は繰入金同様にふるさと納税の増加により1億6,999万5,000円、130.8%の増となっております。財源比率では、自主財源の占める割合は48.1%。依存財源は51.9%であり、前年に比べて自主財源比率が1.4%増加しておりますが、依然として歳入の50%以上を依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政構造となっております。

次に、歳出での主なものとしたしましては、総務費は庁舎建替整備工事によ

る普通建設事業費の増加及びふるさと応援寄附金に係る寄附件数の増加により4億8,503万1,000円、69.2%の増。民生費は、障害福祉関連経費及び国民健康保険費、介護保険事業費に係る繰出金の増加により1億1,056万1,000円、8.0%の増。衛生費は水道事業費に係る繰出金の増加により1億916万円、30.2%の増。土木費は社会資本総合整備事業に係る歌詰橋橋梁補強・補修工事費の減少により3億9,494万6,000円、47.3%の減、消防費は指定避難所備蓄倉庫整備事業及び消防業務委託事業、消防車購入事業の増加により986万7,000円、5.6%の増。教育費はGIGAスクール構想事業等の増加により、1億3,239万7,000円。20.8%の増となっております。

次に、議第25号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

豊郷町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、8億6,318万1,000円で、5.5%の増であります。歳入のうち主なものは国民健康保険税1億3,147万円、9.3%の増。県支出金6億3,590万3,000円、8.6%の増。繰入金9,167万5,000円、6.6%の増であり、そのほかでは使用料及び手数料13万3,000円、国庫支出金178万2,000円、財産収入6万4,000円、繰越金19万7,000円、諸収入は195万7,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費2,329万1,000円、9.3%の増。保険給付費6億1,964万1,000円、9.0%の増。国民健康保険事業費納付金、1億9,924万4,000円、5.6%の減。保健事業費2,038万9,000円、21.8%の増。そのほかでは、共同事業拠出金1,000円、基金積立金6万4,000円、諸支出金55万1,000円を計上しております。国民健康保険事業費納付金の減少に伴い国民健康保険税も減少しておりますが、1人当たりの診療費の上昇等により、保険給付費が増加する見込みであるため、歳入歳出総額も増となるものであります。

次に、議第26号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計予算の総額は7億1,909万8,000円で、0.9%の増であります。歳入のうち、主なものは国庫支出金1億5,270万8,000円、4.2%の減。支払い基金交付金1億7,818万4,000円、0.8%の増、県支出金9,829万9,000円、1.9%の増。繰入金1億4,456万3,000円、7.6%の増。そのほかでは、保険料1億4,491万7,000

円、使用料及び手数料3,000円、財産収入1万5,000円、繰越金40万5,000円、諸収入4,000円を見込んでおります。

また、歳出では総務費4,195万1,000円、10.5%の増。保険給付費6億5,600万8,000円、0.8%の増、地域支援事業1,400万8,000円、24.1%の減、基金積立金286万7,000円、122.8%の増。そのほかでは諸支出金40万5,000円、公債費385万9,000円を計上しております。

歳出のうち、総務費の主な増加分では、職員の昇給分及びデータ標準レイアウト改版に伴うシステム改修費の増に伴うものであります。また、保険給付費が施設介護サービス給付費を中心として6億5,600万8,000円、0.8%の増となり、歳入では低所得者保険料軽減枠の拡大に伴います繰入金が増加し、全体として655万1,000円、0.9%の増となったものでございます。

次に、議第27号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は7,010万2,000円で、13.1%の増であります。歳入のうち主なものは後期高齢者医療保険料4,659万円、21.3%の増、そのほかでは使用料及び手数料3,000円、繰入金2,330万6,000円、繰越金1,000円、諸収入20万2,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費568万1,000円、7.7%の増、後期高齢者医療広域連合納付金6,422万円、13.7%の増、そのほかでは諸支出金20万1,000円を計上しております。

次に、議第28号令和2年度豊郷町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度の下水道事業の予算量は第2条記載のとおり、接続戸数3,025戸、年間総配水量94万1,292立方メートル、1日平均配水量215立方メートル。主な建設改良事業といたしましては、管路施設改良費2,322万1,000円を予定しております。第3条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を3億6,800万8,000円、支出総額を3億5,454万4,000円とし、収入の内訳は営業収益1億5,638万1,000円、営業外収益2億1,162万7,000円であり、支出の内訳は営業費用3億566万円、営業外費用4,676万円、特別損失12万4,000円、予備費200万円を予定しております。

第4条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を6,039万円とし、その内訳は企業債1,690万円、補助金300万円、

負担金 4,049 万円であり、支出につきましては資本的支出の総額を 1 億 6,703 万 4,000 円とし、その内訳は建設改良費に 2,322 万 1,000 円、企業債償還金 1 億 4,381 万 3,000 円を予定しております。第 4 条の 2 記載の特例的収入及び支出は、公営企業への移行に伴い、地方公営企業法施行例第 4 条第 4 項の規定により、未収金及び未払金の額はそれぞれ 2,537 万 2,000 円及び 3,453 万 9,000 円であります。

第 5 条の企業債の限度額は 1,690 万円とし、起債借入の方法を証書借り入れ、利率を 3%、償還の方法を、政府資金についてはその融資条件により、また銀行その他の場合はその都度協定するものであります。

第 6 条記載の予定支出の各項の経費の金額の流用は、第 2 2 款下水道事業費用うち第 1 項、営業費用または第 2 項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合としております。

第 7 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 1,552 万 5,000 円とし、第 8 条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を受け入れ、なお、3 ページの注記載表記の 1 に記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しております。

次に、議第 29 号令和 2 年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和 2 年度の業務の予定量は、第 2 条記載のとおり給水戸数 2,476 戸、年間総給水量 79 万 167 立方メートル、1 日平均給水量 2,165 立方メートル、1 日最大給水量 2,949 立方メートル。主な建設改良事業としましては、配水管設備改良費 2 億 9,143 万 2,000 円を予定しております。第 3 条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を 2 億 1,026 万円。支出総額を 2 億 4,199 万 9,000 円とし、収入の内訳は営業収益 1 億 4,082 万 5,000 円、営業外収益 6,943 万 5,000 円であり、支出の内訳は、営業費用 2 億 640 万 7,000 円、営業外費用 3,346 万 4,000 円、特別損失 12 万 8,000 円、予備費 200 万円を予定しております。

第 4 条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を 3 億 189 万 8,000 円とし、その内訳は企業債 1 億 7,110 万円、負担金 1 億 3,079 万 8,000 円であり、支出につきましては資本的支出の総額を 3 億 8,188 万 7,000 円とし、その内訳は建設改良費に 2 億 9,183 万 1,000 円、企業債償還金 9,005 万 6,000 円を予定しております。第 5 条の企業債の限度額は 1 億 7,110 万円とし、起債借入れの方法を証書借り入れ、利率を 3%・償還の方法を、政府資金についてはその融資条件により、



また、銀行その他の場合には、その都度協定するものでございます。

第6条記載の予定支出の各項の経費の金額の流用は、第22款水道事業使用のうち、第1項営業費用または第2項営業外費用にかかる予算額に過不足を生じた場合としており、第7条の議会の議決を経なければ流用することはできない経費は、職員給与費2,013万6,000円としております。第8条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を受け入れ、第9条の棚卸資産購入限度額は、材料に6万7,000円と定めております。なお、3ページの注1、2に記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しております。

以上、議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算から議第29号令和2年度豊郷町水道事業会計予算までの一般会計予算及び各特別会計予算等についてご説明を申し上げます。主な事業内容につきましては議員の皆様へ配付いたしました令和2年度予算書及び主要施策の概要をご参照願いたいと存じます。

なお、本予算の執行に当たりましては議員の皆様へ格別の力添えをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**河合議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

**鈴木議員** 議長。

**河合議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** 1点だけ質疑をいたします。

議第24号豊郷町一般会計予算の82ページ、林業費について質疑をいたします。

まず、いただきました収入予算別充当表の19ページには、林業費補助金、ビワイチ森づくり事業補助金と、県から32万があります。もう1つの歳出財源内訳も、26ページにビワイチ森づくり事業で県から来た32万が、こちらで32万出されていますが、82ページの林業費の中には、このビワイチ森づくり事業という事業名が記載されていませんが、どこにあるのか、なぜないのか、まず1つは説明をお願いいたします。まず、どこにあるのか教えていただきたい。82ページにはこのビワイチ森づくり事業という事業名はではございません。

2つ目は、このビワイチ森づくり事業というのはどういう事業なのか、事業の内容の説明をお願いいたします。

3つ目は、昨年度の主要施策にもありませんでしたし、昨年度の予算書にも

ありませんでしたし、今年度の主要施策の概要にもビワイチ森づくり事業は記されておりませんが、これは新規事業なのかどうか、まずこの3点、説明をお願いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

まず、こちらのビワイチ森づくり事業につきましてですけれども、この事業に関しましては、令和3年度に全国植樹祭が開催されます。開催に当たりまして、県下を挙げて盛り上げていこうということで、今年度と来年度につきまして、補助事業として創設されたものでございます。事業内容につきましてはそういうことでございます。そしてこの、歳入で32万、ビワイチ森づくり事業として上がっている部分に関しましては、82ページの2、林業費の中の11の需用費、消耗品費での活用をと考えておりまして、そちらの方に計上させています。また、主要施策にどうして上げていないのかということなんですけれども、こちらの方、町主体性のものでないということと、事業につきましては今年度と来年度の事業ということで、主要施策の方には上げておりません。

以上です。

鈴木議員 事業の内容を聞いてんの、今。どういう事業の内容ですかと。

産業振興課長 全国植樹祭に向けた事業でございまして、ご承知のとおり豊郷町は森林がございませんので、こちらの事業につきましては、森林の整備事業とか間伐材を使った体験事業などがあるんですけども、この中で、PR活動に関しても補助金を利用できるということで、今回この消耗品の中で活用するというところで上げさせていただいております。

以上です。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員、再質疑。

鈴木議員 課長、本当にそうですか。では質問いたします。

まず、ここに県から取り寄せましたビワイチ森づくり事業の実施要綱というのがございます。今年度と来年度の新規事業だというふうにおっしゃったのですが、いいですか、附則です。この要領は令和元年度事業から適用すると、今年度と来年度の事業ではないんじゃないですか。豊郷町が手を挙げたかどうかは別にして、令和元年度から適用するとなっていますが、いかがですか。

2つ目です。消耗品に32万を繰り込んだとおっしゃられました。事業内容です。読み上げますね。第72回全国植樹祭の開催機運を高め云々です。県民

等を対象に市町等が主体となって実施する、次の1から4の活動に対して支援すると、いいですか、次です。1から4があるんです。

1は、今課長がおっしゃった第72回全国植樹祭開催PR活動です。これは消耗品に含まれるかもしれませんが。しかし大事なのは次の点です。1は必須事項となっています。加えて2から4の少なくとも1つ以上の活動を実施しなければならないとなっています。読み上げます、2番目が、2が森林に親しむ活動、森林ウォーキング、樹木観察等々、3が森林づくり体験活動、植樹、下草刈り云々です。4が森林の恵みの利用活動、間伐材、森の素材を利用した工作やクラフト。今申しあげました2、3、4のうちの1つを計画実施しなければならないとなっています。

お聞きをします。この2、3、4は消耗品になるのでしょうか、質問いたします。豊郷町財務規則第274条、消耗品とは何かと書いています、読み上げます。消耗品、1回または短期間の使用によって消費される性質のもの及び使用により消耗または損傷しやすい、比較的短期間に再度の用に供したくなるものを消耗品とすると。同じく第207条にかかわる物品類の中で、消耗品とは何かという説明が財務規則でされています。もう、読み上げる必要がないと思います。用紙や郵券、文具、図書類、油脂・燃料、その他の消耗品です。先ほど申しあげました、この森に親しむ活動、森林づくり体験活動、森林の恵みの利用活動、このうちのどれを申請されましたか。で、これがなぜ、32万円全部が消耗品になるんですか。それを消耗品に入れたらこれは財務規則違反になりませんか、答えてください。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

まず、実施期間につきましては、先ほど申しあげましたとおり、令和元年度から、令和2年度の実施期間となっております。

鈴木議員 だからさっきの回答と違うやん、回答違うんやったらちゃんと訂正しいや。

産業振興課長 先ほど、私は今年度と来年度の事業と申しあげたとおりです。

続きまして、事業内容の中の2、3、4の事業はどういうことかということですが、まず、1のPR活動ということで、今年度、毎年とつとまつりのときにうちの配布をしてるんですけども、そちらのうちのうちの中で、この全国植樹祭、行われるということを記載して、これをPR活動に使おうというふうを考えております。また、2、3、4につきましてはの部分で、今回、一部を社会教育課が実施しております「とよっ子」「さとっこ」という事業があるんです

けども、そちらの方で何か活用していただけないかということで、教育委員会の社会教育課の方で一部を、この部分を使っていただくように予定しています。

以上です。

社会教育課長 議長。

河合議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

社会教育課としましては、青少年育成町民会議の方で「とよっ子」「さとっこ」という事業をさせていただいております。この中で、体験活動として、産業振興課の方からそういう森林のクラフト等を使った事業をしていただきたいという旨は伺っております。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 体験活動が消耗品になるんですかって聞いているのよ。今、社会教育課長答えられたでしょ、体験活動として使いたいと、なら消耗品じゃないじゃないですか、体験活動がなんで消耗品になる。

もう1つ答えてほしいのは、なぜビワイチも、これ県の補助金で32万、補助要綱見たら上限ですよ、丸々。上限32万補助とってるわけですよ、また本来、当然だけど、前にも同じようなこと言うたけど、これは事業名としてビワイチ森づくり事業で上げなあかんでしょう。どうして上げてないの。補助要綱ではちゃんと、このビワイチ森づくり事業の中で消耗品も全部分散しとるじゃないですか。前にもありましたよね、農産品のやつでどこにあるのかわからないと、聞いてやっとわかったというやつ。だから、そういうことがきちっとわかるようにしてほしいって前も言ったと思うんですよ。同じことの繰り返しなんだけど、もう一度聞きますけど、体験活動は消耗品ですか。財務規則にそんなこと書いてますか。初めて聞きましたよ、体験活動が消耗品費になるなんて。これ、総務課長に答えてもらうのは酷やけど、でも、体験活動は消耗品費には、課長、ならんでしょう、ならんと思いますわ。なんでそれで、ビワイチ森づくり事業として上げなかったのですか。

最後にお願ひしますが、計画書を上げなければならぬとなっておりますから、どのような計画書を上げられたのか資料を提出してください。それから口頭で、今わかっている範囲で結構ですから、どのような計画書を上げたのか答えてください。どちらでも結構ですから、体験活動費が消耗品費になるのかどうか、

はっきりしてください。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

私どもも消耗品の関係は把握しておったんですけれども、鈴木議員のご指摘のとおり、体験活動の中を選択せえというのを、ちょっと私はそこまで勉強しておりませんでした、申しわけございません。

まず、消耗品と申しますのは、先ほど産業振興課長も言うた、うちの部分は消耗品だというふうには把握しております。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほど、消耗品が体験活動になるのかとかいうことで、先ほども申し上げたとおり、1のPR活動費の中で、PRの活動に使えるというふうになっておりまして、そちらを、先ほど申し上げましたとおり、とっとまつりのうちの購入費に上げています。これが、ちょっと今資料を持ってないんですけども、30万8,000円分をうちに購入する予定で、あと1万2,000円分につきまして、社会教育課の、今の青少年育成町民会議の事業に使っていただく予定をしております。

以上です。

鈴木議員 答えられないのか。この1万2,000円の体験活動費が消耗品費なのかって聞いてやるん。

産業振興課長 先ほども申し上げました。こちらは体験事業で、青少年育成町民会議に活動費として使っていただくというふうに説明させていただいてるとおりです。

社会教育課長 議長。

河合議長 岡村社会教育課長。

社会教育課長 社会教育課の方からお答えさせていただきます。

社会教育課の方では、豊郷町青少年育成町民会議の方に委託金として支出をさせていただきます中で体験活動をしております。その中で使われる費用を充てていただけるという話やと思いますので、ご理解の方をよろしく願いいたします。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 課長、答弁で答えてへんがな。計画書は上げているかと聞いてるんやから、

大きな声出す前に答えてほしい。

河合議長 山田産業振興課長、計画書があれば言うて、持っとんのか、計画書。

産業振興課長 あります。

河合議長 持ってるの。

産業振興課長 はい。

河合議長 それやったら言うとったらええやんか、持ってるんだったら。聞いとんのかから。

産業振興課長 ここにはないですよ。

河合議長 だから、今持ってませんでしょ、だから、計画書を後で提出してください。よろしいですか。鈴木議員。

鈴木議員 もういいです。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議案第24号令和2年度豊郷町一般会計予算についてお聞きします。

まず、35ページの2、中小企業融資資金貸付元利収入とありますけれども、この137万6,000円はどのような使われ方をするのかについて説明してください。希望者、これは希望者をどのぐらいと見込んでおられるのかを含めてお願いします。

次が37ページです。雑入の中で、総務費雑入、琵琶湖総合保全市町交付金とありますけれども、この事業はどのような内容なのかをお願いします。

続きまして39ページです。4衛生費雑入の中の、豊郷病院小児科医師確保対策支援金887万円が、今後どのように使われていくのか教えてください。何名の医師の分なのかとか、お願いします。

それから、続きまして40ページの中の、あっ、これは教育だからちょっといいです、今は。目の5、滞納処分費とあるんですけども、これについてもどういう見込みで上げておられるかをお願いします。

41ページの消防債におきまして、消防車購入事業というのがあるんですけども、これも説明を願い、どういう規模のものなのか、今のものとどう違うのかなど、お願いします。

それから、今度は歳出に行きまして、43ページの総務費の中の1、一般管理費の中で、例年ならばここに町長の公用車の運転士さんとかドリームバスの運転手さん等が上がっているんですけども、この項目が今、この予算書の中

でどこで扱っておられるのかをお願いします。そして運転手さんのお給料などは上がっていくのかなども含めてをお願いします。

44ページです。8の報償費で行政懇談会開催御礼とあるんですけども、この8万円はどのように使われるんでしょうか。そして何字ぐらいを対象にしておられるのかをお願いします。

続きまして47ページです。13の委託料、先人を偲ぶ館管理委託料につきまして、今までもずっとかかわってくださっていると思うんですけども、勤務の形態とか、そして観光客の増減等を教えてください。

続きまして48ページです。一番上のところです。行財政改革推進事業支援業務委託料270万6,000円がどのように使われるのかをお願いします。委託をするのはどこになりそうなのかもをお願いします。

25の積立金ですけども、自治区画再編整備基金積立金とあります。随分たまってるんじゃないかと思うんですけども、これは今後、この予算の段階でどのように使われていくのかを教えてください。

49ページです。地域づくり推進事業費の中の13委託料、50万2,000円ですけども、所有者特定調査委託料とあります。前年度は0円だったんですけども、どういう見通しを持って予算を計上されているのでしょうか。また、19の負担金等のところも、特定空家等除却補助金とありますけれども、どういう見込みでしょうか、教えてください。

続きまして、民生費に行きまして、57ページです。8の報償費で、結婚新生活支援記念品とありますけれども、件数とか内容を、どういうことを思っておられるか教えてください。

それから、19の負担金補助及び交付金では社会福祉協議会補助金とありますけれども、この委託、補助をするに当たってどういう事業内容を行っているとか、幾らどういう事業に使われてるかっていうのを、私たち議員も知りたいなと思うんですけども、今日が無理ならば委員会等に、しっかりこう、一覧になったようなものを提示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

同じ項目の一番下です。結婚新生活支援事業費補助金とありますけれども。高橋さん、何ページですか。

河合議長  
高橋議員

57ページです。57を言うのを忘れてましたか、大変失礼しました。57ページです。の、19負担金補助金及び交付金というところですね、結婚新生活支援事業費補助金は何件、件数とか、どういう方法で、これは該当の方にお知らせをしておられるかを教えてください。私、そのことを全く知らなかった方があったので、教えてあげたら、早速手続に行かはったという事案を経験し

ましたので、これについても取り組みと、それから周知の仕方を教えてください。

続きまして、58ページに宅老所等整備運営事業補助金とあります。19です、ね、負担金補助というところで、宅老所について、どういうところ、どういう字でやっているかとかを教えてください。それからその下の地域見守り事業費補助金、どなたが見守ってくださって、どういう効果を見込んでいるのかをお願いします。それからその項の一番下です、ね、灯油等購入費助成金が当初予算で上がってきたのがとても素晴らしいと思うんですけども、これはもう恒常化を目指しておられるのかを教えてください。

続きまして、61ページです。13の委託料につきまして、自立支援健康増進事業委託料なんですけれども、どこに委ねられるのか、委託されるのか。お願いします。

65ページです。19の負補交の中で、下から6行目、発達相談事業負担金とあります。本当に今、発達障害の方々をフォローしてあげるのが大事ということで、取り組んでいただけているんですけども、この予算執行は、どのようなサイクルでこの相談の事業というのは行われているのか。そして、どのように、保育園なり学校なり、いろいろなところでその結果を結びつけていくんだと思うんですけども、その事業を実施した結果等も含めてお願いします。

それから66ページです。19だから負補交の中の補聴器購入費助成事業、助成金75万円が上がっています。どのような形で実現しそうかと。これも本当に歓迎する事業だと思うんですけども、どのような見込みで計上されたかを教えてください。20の扶助費につきましては、難聴時補聴器購入事業とあります。これもあわせてお願いします。

68ページです。19の負補交の中で下から3番目からいきます、保育士等人材紹介料支援事業補助金とあります。これ、事業のイメージはわいたんですけども、結局、事業者はどのくらいの利益を見込んで、こういう事業をなさっているのか。例えば100万円、町が払いましたそのうちの80万円が保育士さんに行くとか、そういうのを説明してください。もう、この100万円は渡したらそれだけで、もう何も介入はできないんでしょうか、お願いします。

**河合議長** 高橋さん、この教育関係はね、失礼ですけど教育次長は答弁は、先ほどお伝えしました。できれば違う議案を。

**高橋議員** それでは、答弁は次回でも結構です。

**河合議長** いや、答弁できませんけど。

**高橋議員** はい。あと、75ページの清掃費についてお聞きします。湖東定住自立圏環



境ごみ処理部会の事業費負担金が増額なんですけれども、それについて、できるだけごみを出さないというための、分別とかね、そういうことを含めたので、この事業を起こすときに事業費を少しでも減らすような努力をするような協議等があったかどうかを教えてください。

76ページの、生ごみ減量作業員という、413万円があるんですけども、どういう方をお願いするのか、本当にごみの減量化は大事なことだと思いますので、事業の内容と、どなたかを教えてください。公募をするのかとか、そういうことを含めてお願いします。

83ページです。商工費の中の観光費、観光協会に815万円補助金を出しておられます。去年は630万だったんですけども、この増額の背景と、それから正職的な勤め方をなさっているのか、そしてそういう、どういう使われ方をするのかがわかるようなものを、資料として議会に提出を求めます。あとはまた委員会で聞かさせていただきます。

それから28号です。豊郷町下水道事業会計予算及び説明書、この予算で、町内における下水道に接続していない件数の方がいいです。していない件数はどのくらいになるんでしょうか。件数なりパーセントで教えてください。

**伊藤町長** 件数はまた普段聞いてくれはったらどうですか。

**高橋議員** 説明してください。

**伊藤町長** 金のことと関係ないので。

**高橋議員** いいです。

**河合議長** 高橋さん、今、町長言うたけどね、質疑の内容がちょっと。これは予算に関して、中身等々はまた委員会等で聞いてください。わかっていますか、予算に対しての質疑です、だけどあなたはね、ぼつとんと下水道の件数とかと、今、町長言われたように。これ、予算の中には入ってませんので、件数とかは。

**高橋議員** でも、まあ。

**河合議長** わかりました。はい。

山田産業振興課長。

**産業振興課長** 高橋議員の質疑にお答えいたします。

私の方からは、予算書の35ページの一番上の小口簡易資金の預託金がどのようなものかということやったんですけども、こちらの方は中小企業の方が、当面、資金繰りに困ったときとかに、銀行に預けて、この預託金として預けている金額を当面活用して、この間に補助金の申請を行う、当面の間の預託金として銀行の方に預託しているお金でございまして、こちらの方、現在、ここ何年かは利用の方はございません。

あと、83ページの豊郷町観光協会の補助金につきまして、どういうものかということで、こちらの方、おおむね職員の人件費と観光協会の事務費に充てているお金でございます。また、さっき職員体制について資料を提出してほしいということやったんですか。

高橋議員            どんな使われ方をしているのか、この1行では見えませんので。

産業振興課長        では、また資料で提出させていただいたらよろしいですか。

高橋議員            はい。

産業振興課長        以上です。

総務課長            議長。

河合議長            北川総務課長。

総務課長            それでは、高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

まず37ページ、琵琶湖交付金の内容でございますけれども、これにつきましては主に環境面に関する部分に充当しておるところでございます。また41ページ、消防車の関係でございますけれども、ポンプ車を購入する予定でございます。現状と同等のものを検討しております。43ページ、運転士の方の関係でございますけど、ここは給与で見えておまして、対前年比でいくと10%以上の上昇があるというふうに認識をしております。44ページ、行政懇談会の内容でございますけれども、これにつきましては各字5,000円の16字分を見込んでおるところでございます。続きまして48ページ、自治区画再編の積立金の使途は自治区画再編に伴う経費だと考えております。

以上でございます。

企画振興課長        議長。

河合議長            清水企画振興課長。

企画振興課長        順番がちょっと後先になるかもわかりませんが、私の方からご質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、47ページ、企画費の13委託料の中で、先人を偲ぶ館の管理委託料の詳細につきましてですけれども、勤務形態につきましては開館日が火・木・土の10時から3時までということになっておりますので、委託先の方で交代、当番等でこの管理事務を行っていただいております。また観光客につきましては昨年度実績で大体400人強ぐらいで、ここ3年ぐらいはほぼほぼ同じ数字ですので、横ばいということでご理解いただければいいと思っております。

続きまして、次の48ページの1番上、行財政改革推進事業につきましては、昨年度総合計画も立てまして、その中で行財政改革を進めていくということでやっております。今年度も職員を対象に研修会を行ったところですが、

これをまた本格的にやっ払いこうということで、コンサルさんをお願いしてやっ払いこうということで、まだ委託先等の詳細は決まっておられません。

それから次に49ページ、地域づくり推進事業費の中の13の委託料、所有者特定調査委託料につきましては、これにつきましては空き家の所有者調査として、空き家になって長いこと放置されているおうちで、例えばもう亡くなっておられるとかで、相続人がどこにどれくらいおられるとか、誰に連絡をしたらこの空き家のことを責任持ってやっ払いくれるのかとかいうのを調査する事業でございます。今年度もやっ払いしておりますし、来年度も、出てくれればですけども、特に今決まっ払い、ここをやるっ払いということを決まっ払いおるわけではございません。それからその下の19、負補交の特定空家等除却補助金につきましては、昨年、令和元年の7月19日付けで補助金として空き家等除却支援事業補助金というものを創設しております。これにつきましては、空き家協議会で特定空家と認定された建物を除却される場合におきまっ払い、5分の4、限度額50万円を補助するというものを創設しております。ただ、これにつきまっ払いしても、今現在のところ特定空き家に認定されておる建物もございませんし、出てくれれば執行するというっ払いことで予算を計上しておるもので、具体的にどこっ払い見込みがあるわけではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 中山税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答っ払いします。

40ページの滞納処分費になります。こちらは、滞納者から差し押さえまっ払いした債権を、ネット公売等の手数料処分費を計上しております。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答っ払いします。

議第24号豊郷町一般会計当初予算の39ページ、豊郷病院小児科医師確保対策支援金887万円ですけども、医師の数につきまっ払いしては1名でございます。

こちらにつきまっ払いしては、72ページと73ページの方の、72ページの委託料の豊郷病院小児科医師確保対策委託料980万円と、73ページの湖東圏域発達障害調査支援事業費補助金150万円の合計に対する支援金、愛荘町、甲良町、多賀町からの支援金、各町の負担金の収入となっております。

続きまっ払いして61ページの10、介護保険事業費の委託料13、自立支援健康

増進事業委託料につきましての委託先につきましては、パストラルとよさとさんを今のところ予定しております。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

57ページの8、報償費22万4,000円ですけれども、これは結婚生活支援記念品ということで、役場の住民生活課の窓口にも置かしてもらっておりますけれども、フォトフレームの方を記念品としてお渡しさせてもらっております。

そして、19の結婚新生活支援事業費補助金、これにつきましては、経済的理由によりまして結婚に踏み出せない方に対して、結婚に伴う引っ越し費用や住居費の一部を支援することにより、少子化対策を行うということで、所得制限が360万円ございますけれども、一応、補助金としましては24万円の2件を見込んでおります。

次に75ページの19、負補交のところですが、湖東定住自立圏、環境・ごみ処理部会事業負担金287万3,000円ですけれども、現在、彦愛犬の方でごみの分別、統一化の話の方を進めておりまして、各市町が一般廃棄物処理計画というのを改定する地域でございまして、それを定住自立圏の方でまとめてやっていただけるということで、その負担金でございます。

次に76ページの報償費、これは生ごみ減量作業員413万円ですけれども、これは、豊郷町生ごみ堆肥化推進事業というのをやっておりまして、毎日、希望者、会員の方には、年末年始以外は毎日、生ごみを捨てていただいて、それを作業員の方が回収しまして、生ごみ堆肥にしまして、役場の窓口の方へ置いております。この作業員の方につきましては、毎年試験の方をさせていただいております。3名を雇いまして、毎日2名の方が勤務していただくということで、交代交代で勤務の方をしていただきます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

まず57ページ、民生費の社会福祉費の19、負補交の社会福祉協議会補助金です。こちらにつきましては、社会福祉協議会の職員3名分と、福祉団体10団体の助成が入っております。その10団体の内訳、団体名としましては、身体障害者更生会、遺族会、更生保護女性会、手をつなぐ育成会、あすなろ福祉

会、ボランティア連絡協議会、保護司さん、里親会、子ども食堂活動助成費としまして豊かな里子ども食堂と、恭やん子ども食堂の分が含まれております。

続きまして、58ページの19、負補交、宅老所等整備運営事業補助金です。こちらにつきましては字ですが、三ツ池のおやえ、雨降野の恭やん、吉田の磯部邸、石畑のおこうさんで実施していただいております分になります。

続きまして、その下の地域見守り事業費補助金です。こちらにつきましては各自治会で実施していただいております。事業の内容としましては、見守り活動としまして、見守り活動を継続するための体制整備、また、啓発による見守り活動の推進、地域における見守り活動の実践、高齢者等の個別計画の作成ということになっております。

続きまして、その下の下にあります灯油等購入着助成金です。こちらにつきましては原油が高騰した場合に実施するものですが、当初から上げさせていただいております。

続きまして、65ページになります。19負補交の下から6番目にあります発達相談事業負担金になります。こちらにつきましては、湖東衛生管理組合にお願いしているものですが、心理判定員さんがいらっしゃいまして、保健師さん、学校園等と連携していただきまして、発達相談や園訪問等をしていただいているところです。

続きまして、66ページになります。扶助費の前の補聴器購入費助成事業助成金の75万円ですが、こちらは令和2年度から実施するものです。聴力機能の低下がある方に対し、他の制度から助成がない補聴器の購入に要する費用の一部を助成するものです。年齢制限は設けず、購入金額の2分の1の補助としまして、限度額2万5,000円を見ております。また、非課税世帯の方を対象とさせていただく予定をしております。

その次ですが、20扶助費の中に、難聴児補聴器購入事業があります。これにつきましては補装具費支給の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入もしくは修理に要する費用の一部を助成するものです。18歳未満の児童が対象となります。これは2分の1、県の補助があります。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

今ほどお聞きいただいている高橋議員のご質疑の内容ですけれども、第2条の接続戸数のところを見てご質疑いただいていると認識をしています。ここに書

かれています戸数については契約の戸数になりますので、例えば、建物を2つ以上持っておられる方についても、契約を2つされると1人の方で2人ということになるんです。その戸数になるんですが、おそらく高橋議員のお聞きいただいているのは、町全体の方でどんだけの方がつないで、どれだけの方がまだ未接続の状態にあるのやというところがご質疑の趣旨かと思われまますので、その上でいきますと、下水道では水洗化という答え方をしますので、そちらで答えさせていただきます。

今現在、豊郷町の下水道の水洗化率につきましては約89%から90%の方が、既に下水道に接続をされています。したがって、残りの方については9%から10%の方が、今現在も未接続であるといったことをございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 まず、一般会計予算書、議第24号からいきます。

19ページの款13使用料及び手数料の中で、目の民生費使用料のデイサービス使用料というところで、生きがいデイサービス利用料180万円。また、隣保館デイサービス利用料14万4,000円。これは年間の利用延べ人数なんだと思うんですが、補正で隣保館デイサービスの利用料が減ってたんですけども、生きがいデイサービスは年間、月平均で、今どのくらい来ていただいているのか。また、隣保館デイサービスが、送迎はないんですけども、このデイサービス事業は、県の隣保館の補助事業の中の1つなんですけど、それって人数の上限があるんでしょうか。何か、あんまり増えそうな雰囲気ではないんですけど、その要綱に何人までっていう規定があるのかどうか、その辺もちょっと、担当課の方から説明をお願いいたします。

そして、次は21ページですね、ここに教育使用料ということで、一番上に豊栄のさと使用料31万6,000円、文化ホールの使用料ということで予算見込み、当初予算が上がっていますが、この文化ホールを、あそこの駐車場増設もしましたし、増やしていくということが、やはり費用対効果の中では必要だと思うんですが、前年度実績から見て、今年度にこの予算を、使用料予算上がっているのは、数としてどう増えているのか。また、そういう近隣のいろんな行事に使ってもらって、駐車場も利用してもらわなあかんのですが、昨年の利用

実績として、拡幅した駐車場も利用した文化ホール使用料、使用件数で何件あったのか。説明をお願いいたします。

次は、22ページの款14、項1、目1の民生費国庫負担金の中で、社会福祉費負担金で障害児入所給付等事業負担金というのがあるんですが、これはどういう入所給付費の負担金なのか。本町においては、対象人数はどういう人数なのかを説明してください。

そして、次は27ページに移りまして、一番上に老人福祉費補助金で、老人クラブ活動等事業補助金ということで63万7,000円、予算が当初予算で計上されておりますが、今、豊郷町の16字の単位老人会の数というのはどのくらいあって、字に2つあるところがあるのかどうかわかりませんが、ない字というところは幾つあるのか説明をお願いします。

次は29ページです。6土木費県補助金の中で、節2の住宅新築資金等貸付助成事業、これは県補助金なんですね、14万8,000円、住宅新築資金等償還助成事業補助金、まだ、この補助金がついておりますが、今後、いつまでこれが町に、この補助金は入る見込みなのか説明してください。

次は33ページです。ここでは繰入金、一番最初に財政調整基金繰入金ということで、前年度の当初から比べたらちょっと減ってますが、3億5,863万3,000円、これは財政調整基金からの予算への繰り入れなんですけれども、去年も結構な額を繰り入れして、新年度、令和2年度においても結構、繰入額が大きいんですけれども、一番自由に活用できる町の財政調整基金が、随分減ってきたなというふうに思うんですが、この財政運営のあり方について、どういう見解を持ってこういうふうになってきているのか、町の説明を求めます。

続いて36、37ページです。ここに給食事業収入ということで、保育園給食費等、また幼稚園給食費等が、給食費が上がって、収入見込みで上がっているんですけれども、令和2年度におきましては、各園、この給食費に対しては、実費徴収という形の、国の補助もなくなりますけれども、全国の自治体の中では、自治体が補助を出して無料化してるとこも軽減してるとこもあるんですけれども、豊郷の場合は、この保育園・幼稚園の保育料は、全額保護者負担ということで予算が上がっているのでしょうか。その辺のところを、それぞれの給食費の金額と、町の補助があるのかないのかについて説明してください。

続いて38ページです。38ページは民生費雑入というところで、6番目に地域包括支援センターケアプラン料ということで143万2,000円。これの対象になるのは、要支援1、2の方たちのケアプランをした場合の費用を、利用者の費用として上げているのかなと思うんですけれども、今国が考えている

のが、介護保険サービスでやる、介護1、2、3、4、5の人たちのケアプランに対しても本人負担を導入しようとしています、このケアプラン料143万2,000円というのは何件分で、町の包括支援センターでは、やっているのは包括支援センターが全部やっているのかどうか。ほかの事業所に委託しているのかどうか、そういうところもちょっと内容だけを説明をお願いします。これが24号関係です。

続きまして国保、議第25号の関係では7ページのここに、歳入のところで最初に、被保険者国民健康保険税というのがありますが、今回予算として、先の議案で短期保険証やら、そういった資格証明書等はお聞きしましたが、昨年度の滞納の差し押さえというのは何件やったんでしょう。今年度も、そういったことも県と一緒にやるとは思っているんですが、昨年度の差し押さえ件数実績、それをちょっと説明してください。

そして次に9ページです。ここに県の支出金、県補助金とか、いろいろ書いてありますが、上から、保険者努力支援分というのと特別調整交付金分、これについて金額の算定根拠を説明してください。国保に関してはそれです。

それから、次は介護保険では、先に32ページですね。32ページの歳入のところなんです、当初予算として、この予算で特別徴収それから普通徴収、この予算算定過程では何人で計算、見込んでいるのか。また、直近でいいですから、要支援の1、2、介護保険の1から5までの人数はどのぐらいで見積もって、この現状はどうなっているのかを説明してください。

次、33ページ。ここにあります国庫支出金の中で、目1の調整交付金。ここに、予算としては3,299万8,000円、前年度よりも625万2,000円少ないんですが、介護保険調整交付金ならびに総合事業調整交付金、この算定根拠、どういう算定でこの金額になっているのか説明をしてください。

続いて、次は44ページです。44ページの歳出の中で、目5の認知症施策推進事業ということで、委託料13番、認知症初期集中支援事業委託料166万7,000円。また、認知症カフェ事業委託料51万1,000円というものの予算化がされておりますが、この両方の委託料の内容、どういう内容で実施をするのか、その概要を説明をしていただけますか。

そして次、46ページの款6公債費のところ、目1の財政安定化基金償還金が、令和2年度時点、2020年度が最終で、一応385万9,000円、財政安定化基金償還金とありますが、この償還を入れて、7期では合計額は幾らになるんでしょうか。また、この7期の間に新たな、ちょっともう予算見てなかったからわからなかったんですが、新たな基金の借り受けをしたかどうか。



その点も説明してください。そういうことです。

そして次に、下水道事業のことでちょっとだけお聞きしたいんですが、下水道事業の1ページのところに収入、支出、収益的収入及び支出というところで、支出の方で営業費用ということで、4番で減価償却費、これが1億5,309万7,000円と、支出の部で上がってるんですが、この前の全協かな、説明会のときに、総額どのくらい減価償却費があるのかとお聞きしたところ、50億ぐらいはあるという話がありましたが、この減価償却費がこういう会計の中で支出に入っていくわけですけれども、減価償却費は、その50億というのは、あと何十年かけてこれにずっと掲載されるのか、その見込みを教えてくださいなと思います。その点だけをちょっとお聞きしたいなと思っていました。よろしくお願いします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、24号議案の19ページです。民生費使用料3、デイサービス使用料の生きがいデイサービス使用料ですが、こちらの方は、月平均221名のご利用をいただいております。また、1日につきましては13人程度となっております。人数の制限は特にはしておりませんが、29年度につきましては1日15人ほど来ておられましたので、少し利用が減っている状態となっております。

続きまして、22ページです。民生費国庫負担金の1社会福祉費負担金、障害児入所給付費等事業負担金になります。こちらの方は障害児通所給付費の分になります。これにつきましては放課後等デイ、また愛犬つくし等の通所の部分になります。人数は放課後等デイを15人、愛犬つくし等につきましては3人を見込んで計上させていただいております。

続きまして、27ページです。2老人福祉費補助金の老人クラブ活動等事業等事業補助金で、どこに老人会がないのかというお尋ねですが、日栄区と大町区は老人会がないと聞いております。また、老人クラブ連合会を休会されているのが高野瀬、八目、安食西と伺っております。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 人権政策課から今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

19ページ、デイサービス使用料の隣保館デイサービス利用料14万4,000円でございますが、人数制限の方はございません。

続きまして28ページ、一番下の住宅新築資金等償還助成事業補助金ということで、県補助金になります。貸付金の償還の推進に要する経費に対する補助金でございまして、普通償還が終わる令和2年度までとなっております。

以上です。

社会教育課長

議長。

河合議長

岡村社会教育課長。

社会教育課長

今村議員のご質疑にお答えいたします。

社会教育課につきましては、21ページの豊栄のさと使用料、文化ホール使用料についてですけれども、まず、31万6,000円につきましては、平成30年度の実績の方を上げさせていただいております。また、使用状況なんですけれども、午前・午後・夜間の延べ回数で述べさせていただきますと125件になります。

また、駐車場の件なんですけれども、本年度もオータムや地域カレッジを実施させていただきまして、他所を借りずに、増設した駐車場で使用できたことに感謝をしております。また、豊栄のさとの文化ホールにつきましては貸し館事業が主ですので、たとえ自主事業を増やしたとしても文化ホールの使用料につきましてはあまり変わらないかなというふうに思っております。また、駐車場がたくさんできるような自主事業につきましてはぜひ工夫して考えていきたいなと思っております。

以上です。

今村議員

今年度は何件ぐらいだったか。駐車場を使った事業、イベントは何件ぐらいあったの。町の事業のほかに町外の事業で何件あったの。

社会教育課長

基本、町でやる自主事業につきましては、ホールは無料ですので、ホール代はかかってこないんです。貸し館事業のみとなってきますので、例年どおり文化ホールの使用料というのは変わってこないかなと思います。また、今回駐車場をたくさん使った事業が今年度幾つあったかと言われますと、5件あたりかなというふうに思っております。

以上です。

教育長

議長。

河合議長

教育長。

教育長

今村議員さんのご質疑にお答えいたします。

幼稚園、あるいは保育園の給食費の徴収であります。全額保護者から徴収ということで予算を立てております。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、議第24号一般会計当初予算38ページの地域包括支援センターケアプラン料につきましては、月27件を見込んでおります。

続きまして、議第25号国民健康保険事業特別会計の9ページの保険者努力支援分と特別調整交付金の算定根拠ということですが、こちらにつきましては、保険者努力支援制度につきましてはジェネリックの使用率であったり、医療費の水準の全国水準からの改善率、特定健診等の受診率等を算定の方とするんですけども、ちょっとそれ、今、細かい資料の方が、内訳の方は持っておりませんが、その合計額として310万3,000円。特別調整交付金につきましては算定可能、18歳未満の子供の数が多い部分で数字の方もいただいている部分と、あとジェネリックの、後発医薬品を使用していただく部分の通知の事業費であったり、重複頻回、1人で毎月、例えば柔道整復に月20日間通われてる方の訪問事業等を実施した部分と、あと、特定健診の控除事業等の個別の事業の合計額として587万4,000円を今回計上させていただいております。

続きまして、議第26号豊郷町介護保険事業特別会計の32ページ、特別徴収と普通徴収の第1号被保険者の数ということですが、特徴につきましては1,814名、普通徴収につきましては115名を当初で見込んでおります。要支援1、2、要介護1から5の被保険者数という質問をいただいております。直近の数字にはなるんですけども、認定者数、1月末現在で要支援1が32名、要支援2が34名、要介護1が60名、要介護2が81名、要介護3が72名、要介護4が63名、要介護5が44名の計386名でございます。

続きまして、33ページの調整交付金の算定根拠ということですが、毎年度、算定根拠の方は変わりますので今年度の実績に基づいて全体の額を算定させていただいたもので、おおむね5%、今年度が5.4%でしたので、5%前後を見込んでおります。

続きまして44ページ、認知症初期集中支援事業委託料と認知症カフェ委託料の内容ということですが、認知症初期集中支援事業につきましては、例年どおりパストラールとよさとの方に認知症初期集中支援チームの方がございますので、そちらに対して委託料をお支払いさせていただいているものでございます。こちらにつきましては4町、愛荘町、甲良町、多賀町と本町の4町で共同運営している部分になりますので、人件費等を委託料としてお支払いし

ております。

続いて、認知症カフェの委託料の事業概要としましては、今年度新規事業となるんですけれども、毎月1回程度、パストラールとよさとさんの方で認知症カフェの方をできないかというのを、パストラールさんの方からご要望というか、提案の方をいただきましたので、事業の内容を精査させていただいて、委託をさせていただこうということになりましたので、今回、委託料として月1回程度を見込んでおります。

46ページ、最後になりますけれども財政安定化基金の償還金の合計額というのは、これまで償還した合計額でよろしいでしょうか。

**今村議員** うん、これ入れて。

**医療保険課長** こちらも入れてですか。合計額につきましては、償還の合計額が、平成27年度借入額の857万5,000円のプラス、平成28年度借入額の300万円の合計として、第6期の借入金の1,157万5,000円を、来年度、令和2年度で全て償還するということになっております。あと、今期の基金の借り入れにつきましては予算でも計上しておりませんが、現時点で借入額は0となっております。ご理解の方、よろしく申し上げます。

以上です。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 北川総務課長。

**総務課長** それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方からは、33ページの一番上、財政調整基金繰入金のことでございます。財政調整基金のあり方というご質疑だったのかなという思いでございますけれども、現在のところ、財政調整基金というのは歳入歳出予算の不足額としての、不足分としての基金からの繰り入れをしておるというふうに認識をしておりますけれども、昨今の公共事業等への投入の部分もございますので、今現在のところはこのような金額ではございますが、できるだけの健全運営のためには少ない方がいいのかなというふうなというふうな考えは持っておるところでございます。

以上でございます。

**税務課長** 議長。

**河合議長** 中山税務課長。

**税務課長** 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私の方からは、議第25号令和2年度豊郷町国民健康保険税事業特別会計補正予算の7ページになります。国民健康保険税の収入のところなんです、昨

年度の差し押さえ件数につきまして、昨年度は、国保税は32件の差し押さえを実施しております。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

先ほど、今村議員から約50億というお言葉がありましたけども、これにつきましては12月定例会の常任委員会で私が発言した内容だと思えます。この約50億については総資産額になります。総資産額でお答えしまして、それが50億ということでご理解をいただきたい。そしてまた、今回のご質疑の内容の減価償却の件なんですけども、この減価償却については、ものに対する償却をされている、ものが古くなる部分をお金に換算したものになります。したがって、この資産を取得している以上は、永遠とこれは発生することになるんです。というのは、この会計方式でいきますと、償却をしていくということになるんですが、新しく、例えば施設を修理したとか更新したとかになりますと、資産総額は増えることになります。逆に償却し切ったものについてはものについては除却になるんですけども、除却をすると減ることになる、それを交互に繰り返しながら試算の管理をしていくという方法になります。

したがって、先ほどのご質疑の内容でいきますと、何十年で終わるとかいうものではないんです。この施設を持っている以上は、この会計方式でいっている以上はずっと続くといったことでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 議第24号令和2年度豊郷町一般会計補正予算について、1点だけお聞きしたいと思えます。

48ページですけども、48ページの19、負担金補助金及び交付金の中で、近江鉄道活性化再生協議会負担金が上がっております。今回、このことについては報道等でいろいろと報道があります。本町においてはどのような考え方を持っておられるのか。また、それに対しての国の財政支援というのはあるのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思えます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

近江鉄道につきましては議員も報道等でご承知のとおり、今、5市5町と県とで協議を重ねているところです。本町といたしまして、スタンスとしましては存続に向けてというか、本町というか協議会そのものが存続に向けて努力をしていこうということで、今、知恵を絞っておるところでございます。

また、この負担金も利用しまして、各県と市町で協議会の負担をした中で、来年度、この圏域の公共交通網形成計画というものをつくりまして、どういふふうに維持していくか、より利便性が高まるような計画をつくるということで、この予算を見させていただいているということで、今後、近江鉄道を存続した形での計画をつくっていくということでご理解をいただければと思います。

以上です。

河合議長 西澤議員、再質疑はありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 どうぞ。

西澤博一議員 存続をして、5市5町が連携をしてやっていくということです。日野町、東近江は何かいろいろなイベント等々を考えておられるそうですけれども、本町としては、豊郷町の活性化のためにはそういうようなことを考えておられるのか。また、こうなったときに本町の財政負担というのはどれぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

利用増に向けての活性化等につきましても、この協議会の中で今後検討されていくと思いますので、豊郷町の役割が出てきましたら、協力してまいりたいというふうに考えております。また、今後の負担につきましても、もろもろの負担率等も、今後、検討課題ということになっておりますので、今のところ見込めるものというか予想されるものが全くございませんので、また数字等が出てきましたら皆様にお示しして、ご意見を伺うタイミングも来るかと思っておりますので、それまでちょっとお時間をいただきたいと思います。

以上です。

河合議長 西澤議員、再々質疑はありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第25号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第26号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第27号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第28号令和2年度豊郷町下水道事業会計予算、議第29号令和2年度豊郷町水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第24号を予算決算常任委員会に、議第25号、議第26号及び議第27号を文教民生常任委員会に、議第28号及び議第29号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第35、請願第1号介護保険に関する請願書を議題といたします。紹介議員である今村恵美子議員の説明を求めます。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 介護保険に関する請願書の提案説明をさせていただきます。お手元の請願趣旨に沿って読みさせていただきます。

2000年度の導入以来、3年に一度の改定を経てきた介護保険制度は、2021年度より第8期の事業に入ります。2020年度はそのための策定期間であり、大切な年度です。介護の社会化をうたったこの制度は、この20年間、制度見直しのたびに保険料が上がり、サービスは低下するという事態になっています。この間、特に高齢者にとっての20年間は、年金は下がり、老人医療の改悪、所得税法の改悪、また消費税は5%から8%へ、そして10%へと、増税の一途をたどっています。日々の暮らしは年々厳しくなっているのは周知の事実です。そんな中で、全体の高齢者の2割しかサービスが受けられず、8割の人が掛け捨て状態になっている介護保険の保険料は高過ぎます。何

とかしてほしいと、多くの町民の願いです。

私たちは、地域住民の、とりわけ高齢者が安心して暮らせる豊郷町をつくるために、以下の項目を町長に求める決議を、ぜひ議会で提出をしてくださるよう議会への請願をするものです。

請願項目 1、介護保険料を下げること。2、介護保険サービスの切り捨てはやめること。この介護保険問題は、今、政府の社会保障審議会の介護保険事業部会で、政府も今検討されているところですが、今検討している中身の中で非常に問題なのは、介護保険サービスから、現在、要支援の 1、2 がサービスから外され総合事業へ移行しておりますが、それをさらに広げて介護 1、2 もサービスから離す、こういった検討もされています。

また、利用料原則 1 割負担を原則 2 割へと引き上げる、もう既に 2 割負担、3 割負担もあるんですが、こういったことも考えています。そしてケアプラン、このことも今は無料ですが、相談に行って、ケアマネさんをお願いしてどういうケアを受けるかのプランも個人負担にしていこうと、そういったことが今検討されています。こういった時期でございますので、ぜひとも本町議会においても、議員諸氏の皆さんの賛同を得て決議を上げていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、今村議員さんにお尋ねしたいと思います。

今、介護保険に関する請願書を読ませていただきました。その中で 1 つ、介護保険というのは、皆さんの介護保険の掛金で賄われていると思います。介護を受ける方、また介護、それに、介護保険をかけて、介護保険を受けられる方、またそれを支える方が第 1 被保険者、第 2 被保険者、また、国・県等々の比率で賄っているところがございます。代表、本社、また国県等々の比率で賄っているところがございます。その中で、全体の 2 割しかサービスを受けられず、8 割の人が掛け捨ての状態になっているという文言が入っています。この点の説明をお願いしたいと思います。

また、とりわけ高齢者が安心して暮らせる豊郷町、高齢者というのはどの年代から高齢者というのか私にはわかりませんが、この点についてお聞きしたいと思います。介護保険サービスの切り捨てはやめることということは書いておりますけども、本町においてもほかの市町村においても、やはり介護保険の支援をやっているところであります。在宅介護サービス給付費とか、地域密着



型介護サービス費とか、いろいろ等々あります。また、地域支援事業者の支給をされているのは、介護保険の中から賄われているところでもあります。その点についてもどのような形で思われているのか、一度答弁を願いたいと思います。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 まず1点目ですね、この文書の中で全体の2割しかサービスが受けられず、8割の人が掛け捨て状態になる、これはですね、一応65歳以上から第1号被保険者として皆さんご承知のように年金から、おおむね年金から天引きされますでしょう、それは死ぬまでいくんですよね。その間に介護保険サービスを、認定を受けて受けられる人が、今は2割からちょっと上がったという話ですけど、3割弱、2割幾らぐらいなんですよね。だから、後の方は一応保険としてはかけているけど、認定を受けていないということは事実だという判断で、死ぬまで受けることがないと、それは健康長寿したということで、本人にとってはあれですけど、そういうシステムになっていると。普通の医療保険は、保険証を持っていけば誰でも診察を受けられますでしょう、それが介護保険制度は違うんです。そのことを明記しましたのでご理解ください。

それから、高齢者はどの起点から対象、思っているのかというのは当然65歳以上、死ぬまで。という人を、豊郷でも今さっきも言ってはったけど、2,000人ぐらいの方がいらっしゃるんです。

それで、介護保険、請願項目の3点目、介護保険サービスの切り捨てはやめることってというのは、豊郷町も、町としてできる範囲ではやっておられますけれども、やっぱりこのサービスというのは、1点、お金がなかったら受けられない、認定を受けても利用抑制をするということは、その1割負担、また、中には2割負担の人もいますね、高額所得者の人は3割、豊郷にどれだけいるのかなと思いますけど、あるけど、やはり、利用が安心してできない。そういう制度に今なっています。

また、先ほど申し上げましたが、国が、今度第8期、再来年度から、第8期、3年間の計画には、介護保険サービスから、現在、もう要支援1、2の人は予防給付で多少はありますが、介護保険のサービスがなかなか受けられません、はっきり言って、そういうのをまた拡大しよう。政府としては社会保障費の自然増を抑えようということで、そういったことでは、町村会にしても、国に対して国庫負担金の割合を引き上げよと、そういったこともね、全国町村会で申し入れはしていますが、国の負担割合が少ないというのも現状なんですけど、そういった中でも、やはり町内に直接かかわる豊郷町の高齢者の皆さんの、介

護保険サービスを引き下げないようにしていただきたいという、そういったことを町長に求める決議をお願いしたいということで、この項目は入れてあります。そういうことでご理解ください。

河合議長 西澤議員、再質疑はありませんか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第36、発議第1号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布の議員派遣の件のとおり、派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

それでは、暫時休憩をいたします。15分間。再開いたします。

(午後3時04分 休憩)

---

(午後3時15分 再開)

河合議長 再開いたします。

日程第37、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならぬこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、中島政幸議員の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

町長にお聞きします。防犯カメラの必要性と考え方を問う。

犯罪の多発化と多様化による社会不安は増大している中、安全・安心の担保が不可欠と言われ、防犯カメラを設置し、安心のまちづくりに取り組む自治体や商店会が多くなっております。

2008年から始まった裁判員制度などでも、映像データが現場の状況を説明する証拠として採用され、映像データを活用する事案は今後も増えてくると予測されます。

また、導入時点で映像の利用基準を明確にしておく必要があり、大量の監視映像を統合管理し、警察への協力が必要となると、導入経費やシステム上の問題だけではなく、プライバシーや管理体制などの課題も解決しなければならないが、防犯カメラの設置、運用について規定した法律は存在せず、このため、自治体が設置、運用する防犯カメラの管理方法については、各自治体の判断に委ねられているのが現状です。

そこで、以下の点について質問いたします。

①防犯カメラの必要性をどのように考えているか。

②町内の設置状況は。

③現在、設置されている防犯カメラは、どのような管理範囲で運用されているのか。

④公共の場所や公園、通学路など必要とされた場所への設置を行うためにも、防犯カメラの設置及び利用に関する自主管理条例の策定を行い、速やかに対応できるよう準備が必要と考えるが、自主管理条例の策定の考えはあるか。

以上、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、中島議員の「防犯カメラの必要性と考え方を問う」のご質問にお答えをいたします。

まず、防犯カメラの必要性をどのように考えているかについては、今後の防犯カメラの必要性というものは、昨今の状況から見ても多いにこしたことはないと考えるところでございますが、町としてどのレベルまで設置するかということは、現在も警察との協議をしているところでございます。今後も引き続き検討しながら、設置の状況について検討してまいりたいというふうに考えてお

るところでございます。

また、町内の設置状況でございますけれども、本町では近江鉄道の豊郷駅に設置をしておるところでございます。また、保育園、幼稚園、小中学校にも必要台数を整備をさせていただいております。各団地におきましてもそれぞれ駐車場また廊下等に防犯カメラを設置しておるところでございます。

また、現在設置されている防犯カメラのどのような管理範囲で運用されているのかということでございますけれども、保育園、幼稚園、小中学校、各団地におきましては規定等はなく、その都度対応しておるというふうに聞いておるところでございます。また、駐車場等についても警察等との協議の上、活用しているというようなことを聞いておるところでございます。

豊郷駅におきましては、豊郷駅コミュニティ施設における防犯カメラ設置および運用に関する要綱に基づいて設置、運用をしておるところでございます。

また、公共の場所や公園、通学路などの必要とされた場所への設置を行うためにも、防犯カメラの設置及び利用に関する自主管理条例の策定を行い、速やかに対応する準備が必要ではないかなというふうなご提案でございますけれども、本町としましては、どのレベルまで設置するかというところを、先ほども申しました警察との協議をしておる中で、まず必要箇所の整理から進めていき、そこで方針を立ててまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

以上です。

河合議長 中島議員、再質問は。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、再質問に入ります。

警察等とやりとりでというか、また相談してという話でしたけれども、全国で警察や自治体、自治会、商店街など、個人など防犯カメラを設置していることを考えると、合法か違法かをどのように思っておられるかわかりませんが、論議する上で、まず防犯カメラの設置を凶るのを、設置を是とする大前提に立って、プライバシーやその他の問題を解決しなければならないのではないかと、いうふうに考えます。

そこをどのようなレベルの設置、町においてどれぐらいの量が必要かとかというふうなお話でしたが、今すぐ設置をしるというふうなお話ではなく、設置をするために、防犯カメラを速やかに設置ができるような自主管理規程を策定しないと、つけたいところにつけられない。今すぐつけるというふうなお話では

なく、もし何かあった場合、ここに必要だというところが出てきた場合、町内、それから物事を進めていけばかなり時間がかかる。つける、つけないではなく、速やかにつけられるよう、必要なところに、そのために自主管理規程をつくる。今から準備しておくのが相当かと考えますが、そのようなお考えはございませんか。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをいたします。

今ご提案をいただきましたように、自主管理規程によって速やかな対応ができるようにというようなことでございます。まさにそれも1つの検討材料にはなるのかなという思いでございます。確かに、以前からこの防犯カメラについてはいろいろとご質問をいただいておりますところでございますが、駅の豊郷駅コミュニティ施設で、ようやく昨今の情勢からついたのかなという思いをしております。そういう部分から見ますと、やはり今後もそういう自主管理規程等についても、並行して検討してまいりたいなというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

河合議長 中島議員、再々質問です。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 私の言っているのは、先ほどの話でも豊郷駅は豊郷駅の運用要綱で運用されているというところで、これだけ全国的に防犯カメラの必要性がうたわれていて、同僚議員も過去何年かにわたり何回か同じような質問をされて、常にプライバシーの問題が表に立って、どのような形で自治体はこの問題を解決できるのかという話も、私の一般質問でも問いかけをしたかと思えます。

今までは、県の要綱を見ながら、また警察と相談しながらと、つけるところもどのようにするかという考え方を、常に同じような答えが出てくるわけなんです。その間でも、凶悪な犯罪によってこの町内で防犯カメラが必要とされた事案もあるわけです。今後もそれが増えるということです。

自主管理条例型というのは、豊郷町のような小規模な町村によく使われていて、約70前後、75%ぐらい、統一管理条例型のように規制せず、防犯カメラを設置するためではなく、行政が防犯カメラ、街頭防犯を導入するために、環境整備として条例を策定してより使いやすいように、より安全、また住みやすいまちをつくるために、そのような運用の条例を策定するような準備を進め

られてはどうかというふうに、私は伺っているんです。

相談するのではなく、1つずつです。1つずつ安心・安全なまちをつくるため、防犯カメラの必要性もわかっています。でも、準備する、管理上、そういうような条例がないためにつけられませんでは、話がまた後退するばかりなので、町長、ひとつ、今すぐとは言いませんが、今後のためにも、このような条例を1つずつちょっと皆さんで議論しながら、つくっていただければどうかと考えますが、この辺、どうでしょうか。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、3番、中島議員さんの一般質問にお答えします。

ただいま建設的なご意見いただいて大変ありがたく思っております。今おっしゃっていただいた要綱なり、条例策定なり、制定というんですか、そういうのは一遍ちょっと研究させていただいて、そのもとにやっぱりして、そしてまたやっぱり自主管理ができる方法もきちっとつくっていかなければならないなどこのように思いますので、ぜひとも前向きに検討させていただきたいという思いでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

**河合議長** 中島議員、次の質問をお願いします。

**中島議員** それでは、次の質問に入ります。

危険家屋、火災残在建物について問う。平成30年5月31日に、本町安食南地先において火災が発生し、その後、地元自治会からの要望も踏まえ、近隣住民の方に危険を及ぼす可能性があるとし、所有者との確約書を交わし、解体に至っております。しかし、解体を行った状況のまま後始末が所有者によりなされていないのが現状です。以下の点について答弁を求める。

所有者と交わした確約書の内容は守られているのか。

今後の対応と対策は。

現在も危険な状況には変わりはなく、このまま放置されれば、適切な管理が行われていないことにより衛生上有害となる恐れがあります。また、著しく保安上危険を伴い、環境を損なっている状況が続くことから、近隣住民の生活環境の保全を図るためにも早期に対応を求めるが、町の考えは。

以上です。

**住民生活課長** 議長。

**河合議長** 長谷川住民生活課長。

**住民生活課長** 中島議員のご質問にお答えいたします。

1番の所有者と交わした確約書の内容については守られているのかにつきま

しては、費用については後日精算することを確約いたしますという内容でしたけども、昨日現在、まだお支払いがないということで、守られておりません。

2番の今後の対応と対策はということですが、住民生活課といたしましては、今までどおり自宅の方を訪問し、粘り強く支払いの方を求めていきたいと考えております。

3番の早期に対応を求めるが、町の考えはについてですが、前回、火災によりや残存建物につきましては、地元区長からの要望書が提出されたこと、あのまま放置しておけば崩壊し、近隣住民の生命の危険と財産に被害が及ぶこと、弁護士と相談し、本人から確約書を取り代金の支払いが約束されたことで、必要最低限の工事を実施することができました。

しかし、現在、確約書も守られていない中で、焼けた残存建物についての町としての処分は難しいと考えております。

以上です。

河合議長 中島議員、再質問。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、再質問に入ります。

確約書がまず守られているのか。これは守られていない。

2番目、今後も今までどおり、これは自宅に伺って言っているんかようわからんねけど、それは当然ながらその請求はやっていかなあれなんで、それは当然の動きだと思います。

この問題は、当時の区長から要望があり、また近隣住民からの苦情もあり、町は思い切ってあそこまでやっていただいたと。平成27年に空き家対策措置法が施行されて以来、自治体による撤去が増えていると。本件は空き家ではないんですが、生活環境の保全や危険を回避する意味では、そうは変わらないと。

令和元年6月定例会で、一般質問でも伊藤町長も、住民の皆さんの安心・安全を守るのが私の仕事だとおっしゃっております。その件について、そのような答弁をされています。その後数カ月が過ぎ、町の思いもむなしく、今言われたように約束が守られていない状況が続き、危険回避がなされないまま放置されているのが現状だと。

このような状況が続けば、現状では危険は回避されず、住民の安心・安全な生活が担保されないと。その所有者の方が確約書を守らない。今後、きれいな更地になる見込みもないという中で、やっぱり今おっしゃったように、同じような区からそのような要望書が出たら、町は動くんですか、先ほど何か要望も

ありましたというお話でしたけど。

というような形で、あそこまで町長も決断されてやられた。今も約束は全然守られていない。今後そのまま放置されることも見込まれる中、いま一度、考える必要があるのではないかというふうに思いますけど、どのように思われますか。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 中島議員の再質問にお答えいたします。

前回の取り壊しのときには、町民の命と財産を守るためのやむを得なく実施した工事に対しまして、誰が責任をとるのかという追及がございまして、町長が自分が責任をとるという発言でようやく理解が得られ、工事が実施できるようになりました。

今回は、個人の了解も得られない状態で、また費用の回収の方も見込めない状態の中での町としての対応は難しいかなと考えております。

中島議員 それでは、再々質問です。

今言われたように、町長は決断されて、公費を投入して住民生活の生活環境の保全を図ろうと、町長はされた。その中で確約書を交わされて、その内容が全然守られていません。現状のまま放置は、でもできない。今後も所有者が環境の保全をなされないと予測されるのであれば、撤去改修した後、土地を売却し、費用の穴埋めをするのが最善の策と考えますが、そのような考え方はごいせんか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 中島議員の再々質問にお答えいたします。

売ってはどうかというお言葉をいただきまして、町分譲地ということからも人権政策課からお答えさせていただきます。あくまでも個人のことで、一般論としてお答えさせていただきますが、債務がない場合は抵当権は実行しませんが、債務があり、債権回収に当たり抵当権を実行する場合、弁護士費用等の経費を費やし、裁判所による競売手続をとることになります。その資産について相当額が算出され、競売が行われます。落札されれば、残債務に対して配当されますが、その配当金が債務を超えなければ、弁護士費用と競売費用については換価されませんので、このことから抵当権を実行することは難しいと判断しますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

河合議長 次に、鈴木勉市議員の質問を許します。



鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 一般質問を行います。まず、町長にお伺いをいたします。

庁舎建替事業について問います。本館3階の天井脱落問題について、1つは、平成30年5月に町から既存建築物等耐震判定委員会に依頼がされていますが、この委員会に町が何を依頼をしたのか明らかにしていただきたいと思います。

2つ目は、委員会に町が提出をした耐震診断等概要表と、平成24年3月、議会に説明がありました建物耐震診断等概要書、この表記だけでも今違うわけですが、その表現や内容に食い違いがありますが、なぜこのような食い違いがあるのか、詳細な説明をお願いいたします。

2つ目に、新年度の国保税について質問をいたします。

12月議会での回答は、仮係数による1人当たりの保険料は12万6,192円になること、また新年度の保険料はおおむね1万円程度の増額になるのではないかとありますが、係数が確定されたことにより、説明のあったこれらの数値がどのようになったのか明らかにしていただきたいと思います。

次に、担当課から指摘をしていただきまして、おわびをして訂正をお願いをしたいと思いますが、ここは新年度の標準保険料ではなしに、新年度の保険税が幾らになるのか明らかにされたいということですので、ご指摘をいただきまして、おわびを申し上げて訂正をお願いをしたいと思います。

3つ目に、灯油等暖房費助成を恒常的の制度にということですので質問をいたします。今年度も灯油等暖房費助成が実施をされ、高齢者の皆さんには大変喜ばれていますが、次の点について問います。

1つは、現在は一定の条件を満たした場合に、本制度が実施をされるということになっていますが、どのような条件になっているのか説明をお願いいたします。

2つ目は、本制度をぜひ恒常的な制度といいますか、毎年行われるという制度にすることを求めますが、見解を明らかにしてください。

最後に、悪臭・異臭問題への町の対応を問います。

昨年の秋頃より、四十九院地先や豊栄のさと周辺などで、畜産場が発生元と思われる悪臭・異臭が漂い、においがひどくて窓があけられない、洗濯物も干せないなどなどの苦情が住民から寄せられていますが、町はこの問題にどのように対応をされたのか。時系列に明らかにするとともに、経過の資料の提出を求めますが、資料提出をいただきましたので、この点についてはお礼を申し上げておきます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、平成30年5月の既存建築物耐震等判定委員会に何を依頼したのかということでございますけれども、その時点では、本館を耐震補強し、その北側に増築する案で建築確認申請を提出する際に、その方針に沿った判定委員会の評価書が必要となってくるため、その評価書の依頼をしたものであります。

また、委員会に提出した耐震診断等概要表と、平成24年3月の耐震診断書との違いがあるのはなぜかということでございますが、この点につきまして、まず、24年3月時の皆様にお示しをしました建物耐震診断等概要書につきましては、その当時の本館についてのその当時の基準による耐震診断結果を業者が作成したものでございます。平成30年時の先ほどご指摘のございました耐震診断等概要表については、先ほどお答えいたしました評価書の依頼のための建築確認の申請のための作成というものでございまして、私もちょっと確認をさせていただいたんでございますが、建築年が間違っていたりとか、日付の空欄、階層についてなぜ違うのかということについて指摘をしたところ、業者の間違いであることを認識したところでございます。面積が違うところもございましたが、それについては、耐震補強をする際に、3階の機械室等を解体するための耐震診断の結果が変わってきたということと面積が変わってきたというようなことでございます。また、そのようなことで診断結果の数値に違いが出たのではないかなというふうに確認したところでございます。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木勉市議員の「新年度の国保税を問う」のご質問のうち1番についてお答えいたします。

1番の確定数値につきましては、本年度確定係数に伴います保険料の算定結果でございますが、令和元年度の1人当たりの保険料額11万2,630円に対しまして、令和2年度の1人当たりの保険料額は11万7,806円ということで、5,176円、率にして4.6%の増額となっております。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 中山税務課長。

**税務課長** 鈴木議員の「新年度の国保税を問う」のご質問のうち、2、新年度の保険税は幾らになるのか明らかにされたいについてお答えいたします。

今回の改正で、保険税1人当たりは11万7,070円となります。なお、課税額の全体の不足額256万円に対し、その2分の1である128万円を基金に活用していること、また医療分、支援分、介護分の応益割を据え置きすることで急激な税額負担増とならないように配慮したものとなっております。

以上です。

**保健福祉課長** 議長。

**河合議長** 森らあき保健福祉課長。

**保健福祉課長** 鈴木議員の「灯油等暖房費助成を恒常的制度に」のご質問にお答えさせていただきます。

まず、①の実施条件ですが、大きく4つあります。9月から翌年3月までの範囲で、1つ目に、3カ月平均のレギュラーガソリン購入価格が150円以上となった場合。2つ目に、当月レギュラーガソリン購入価格が140円を超えていて、ア、当月価格が直近間近3カ月で15%を超えて上昇している場合。イ、価格が前年同月比で20%を超えて上昇している場合。ウ、当月価格と当月を含む直近間近6カ月間の平均価格が10%を超えて乖離している場合。3つ目に、3カ月平均の灯油購入価格が95円以上となった場合。4つ目に、当月灯油購入価格が90円を超えていて、ア、当月価格が直近間近3カ月で15%を超えて上昇している場合。イ、価格が前年同月比で20%を超えて上昇している場合。ウ、当月価格と当月を含め直近6カ月の平均価格が10%を超えて乖離している場合を条件としています。

②の恒常的制度にすることを求めるが見解をとのことですが、この事業は、社会経済の変化や気候の変動等によって、冬季暖房経費が高騰をしていると認められたときに事業決定されるものですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

**産業振興課長** 議長。

**河合議長** 山田産業振興課長。

**産業振興課長** 鈴木議員の「悪臭・異臭問題への対応を問う」のご質問にお答えいたします。

対応につきましては、昨年11月18日に四十九院地先の方より、近隣の牧場からするのにおいに対して、住民生活課及び産業振興課に電話がありました。電話を受け、確認のため住民生活課長と2人で現場に向かいました。確かに牧場から来るのにおいがしていたため、のにおいの発生元を確かめるために近隣の牧

場へ行くと、赤城畜産経営の牧場からよく似たにおいがすることを確認いたしました。

役場に戻りまして、J A 東びわこの畜産担当者へのおいへの苦情の件について連絡をし、指導するよう伝え、また役場畜産担当者からも赤城畜産へ電話をし、においで近隣住民から苦情が来ていることを伝えると、堆肥がたまっているのが原因かもと話され、堆肥を搬出するようにしますと言われて、その後、特ににおいについての苦情はなかったので、堆肥の搬出によりにおいはおさまったものと思っております。

今年の1月14日に、四十九院区長が、牧場からのにおいの件で役場の対応を尋ねに来られ、その後、1月16日に住民生活課長と2人で状況確認のため赤城畜産を訪問いたしました。訪問いたしますと、牧場内にある堆肥置き場に入りきらないほどの堆肥がたまっていたのと、牛舎内の堆肥の処理、また牛舎の清掃ができていないのがにおいの原因であると判断し、解決に向け対応してきたところでございます。それ以後の対応と経過につきましては、提出した資料のとおりです。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議長、再質問の前にちょっと資料を配りたいんですが、よろしいでしょうか。

河合議長 今、もろたんちゃんかいな。どうぞ。

鈴木議員 それでは、今、資料を配付をさせていただきましたので、それに沿って質問をいたします。

今、回答にもありましたが、町は平成30年5月に、日本建築総合試験所の中に設置をされています既存建築物耐震診断等判定委員会というところに、これも回答にありましたが、本館に増築分を接続すると。この案の設計図で、耐震補強がこれで十分かどうかという評価が要るということで、申し込みをされています。その際、町の方から、耐震診断等概要表や総合所見など、あと幾つかの資料が提出をされていますが、耐震診断等概要表というのは、私たち議会には、平成24年3月の全員協議会で報告を受けて以降、耐震診断をされたという報告を受けていませんから、当然、平成24年、議会に説明のあった耐震診断概要表と30年に町が建築総合研究所に提出をした資料は、当然同じものでなければならぬというのが前提です。

今、総務課長の方から回答がありましたが、平成24年の耐震診断は、町は

当時の基準でというお話がありました。非常にこの当時の基準というところはまた後で説明をいただけるのかなとは思いますが、30年の申し込みのためにしたと。どれだけ違っているのかということで、総務課長の方から、質問を出した後、業者に問い合わせをしていただいたようですが、業者に間違いがあったということが確認をされているようでありますが、どれだけの間違ひがあるのかというのを説明するために、この資料をつくらせていただきました。

1つは、まず表記が違うんですね。念のために24年は24、30年は30というふうにしてありますが、例えば表記は、24年の分は建物耐震診断等概要書となっているんですが、30年の分は耐震診断等概要表、まずこの表記そのものが違うという基本的な、なぜこの表記まで違うのかという疑問を持つわけです。

次には、これは当然であります、申し込み件名や設置者、建物、これは当然一緒でございます。ところが、4の区分がまた大きく違うんです。平成24年の分は、私も改めて確認してびっくりしたんですが、これが本館のはずが事務所となっているんですね。平米数は899.099平米なんです。これに対して、30年の方の区分は庁舎と書かれていまして、この平米数が861.80、30平米ほど少なくなっている。これも先ほど総務課長から若干の説明があった。これは小さくなっているのは、本当にこの間どうだったのかという疑問が生まれるんですが、平米数まで違う。

さらに驚きましたのは、次の5の建築年月日が違うんです。24年の分は庁舎の建築が本館は昭和52年、30年の分は昭和47年となっています。町が出した説明会、また行政懇談会での報告書でも、本館の建築月日は昭和52年と書かれていますから、24年度が正しいんだと思うんですが、昭和47年建築の建物って何だろう。ちょっと私、想像が付きませんので、またこれもどこの建物なのか後で説明をお願いできたらと思います。

建築年月日が違うって、業者の間違ひだったとは言いますが、本当だろうかちょっと信じがたいです。建築月日まで違う。なぜ信じがたいかと言いますと、この診断実施者は両方とも、24年もこの間30年も環境空間設計さんなんですよね。同じ業者さんなんです。同じ業者でこれだけ間違ひのかなというものが、そもそもの疑問があります。

さらに驚きましたのは、この診断実施年月日であります。24年の方は平成23年7月6日から平成24年1月30日まで行ったと。だから、これを受けて、平成24年3月に議会に説明があったというのは理解はできます。ところが、30年の方は、見ていただいたらわかると思いますが、診断実施年月日

の記載がありません。いつ診断したのかも書いていないです。これは、ルーズでは済ませないのではないかというふうに思うんですが、30年はないんです。

細かいことになりますが、例えば次の材料調査では、平成24年度は鉄骨のところがSS41と記入はあるんですが、30年度はそこがありません。診断結果のどこを見ますと、全然数値が違うんですよ。見比べていただいたらわかりますが、24年のISO0.75、CR(0.38)なんですが、30年のはPH階というのが貼っているんですが、24年のはありません。さらに、備考欄には、24年の分はありませんが、30年度の方は備考欄に記入があります。

次の2枚目の補強計画のところですが、ここがまた全然違うんです。24年のは、私どもがいただいたのは調査診断に対する所見というのがあるんですが、この30年の方は総合所見によると書いてあるんです。この総合所見というのは、私ども議会は説明を受けていないんです。

最後、この関数グラフですが、この関数のグラフが違うというのは非常に重大な問題なんですが、24年と30年のX方向とかY方向のグラフですが、これだけ違います。まるで別個の建物のように違うんです。

これが私が比較検討したものです。少し考えてみたんです。これだけの診断結果にこれだけの違いがどうして生まれるんだろうと考えてみました。私の浅はかな考えで3つのパターンが考えられるじゃないかと。

1つは、24年も30年も資料を作成したのは環境空間設計でありますので、資料の使い回しが行われたんで、業者がしたのではないかと。これは単純な疑問です。30年分に診断月日がないのは、原紙がそのまま使われて、書くのを忘れよったんじゃないかと。善意に考えて、まず考えられるのがこれが1つのパターンです。

2つ目のパターンは、耐震診断結果がどこかで改ざんをされていたんじゃないかという疑問です。24年以降、耐震診断は行われていませんから、これだけ違うのであれば、どこかで誰かが、24年当時と先ほど課長は答弁されたので、とは違う診断を行っていて、それを業者がそのまま経過かも知れないで、素直にそのまま使ったのではないかと。そういう疑問を持つ根拠というのは、先ほどいみじくも総務課長が答弁をさせていただいたんですが、30年の資料が、本庁舎が30平米小さいというのはもう既に、アスベストの問題やら脱落の問題やらがあって、小さくするというのが前提になっていますから、その前提でのこの結果ですから、これはやっぱりどこかで、24年とは違う耐震診断があったんじゃないかというふうに考えたわけです。

幾つか指摘をしましたので、この件についてまた今日資料で提出したところ  
でありますので、違いについては後でまた提案、提出、わかる範囲でお答えを  
していただければそれはそれで結構ですが、最後に、ここだけ確認したいんで  
すが、24年に耐震診断報告があつてから、議会には耐震診断報告は受けてい  
ませんが、これだけの資料の違いを見ると、どこかで違う耐震診断が行われた  
のではないかという疑問を持たざるを得ないのですが、あつたのかなかつたの  
か明確な答弁をお願いをいたします。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 今ほどの資料ありがとうございました。私も確認をしておつたんですが、よ  
り比較をしていただいたということで、私の確認したところでの今ほど鈴木議  
員のおっしゃっていただいた部分の再質問に対する答弁をさせていただきたい  
と思います。

先ほど、24年のときの名前と概要書と概要表の違いと、様式4の1のまま  
ですが、そういう部分の名前の違い等がございます。それにつきましては、東  
日本大震災を契機に見直された部分がありまして、ここでバージョン、要は耐  
震診断が厳しくなって、より算定の厳しい数値のところでも電算で処理をすると、  
そのように厳しい診断になったというようなことを聞いておるところござい  
ますし、先ほどおっしゃっていただいた使い回しという部分については、私が  
質問の調査答弁の勉強しておりますときに、平成23年度に行われた耐震診断  
報告書をもとに、その基準の厳しくなった部分についての追加調査及び更新を  
して、必要な書類を精査してまとめたというところでございますが、そういう  
部分で使い回しというは何ですけれども、23年という数字をそのまま残して  
しまったのかなという部分についてと、そして先ほど厳しくご指摘をいただき  
ました建築年のことについて、私も正直なぜこんな数字になるのやというこ  
とは、大分指摘をさせていただいたところでございます。

今ほどのご質問の内容をいろいろと見ておりますと、私での判断といたしま  
しては、やはり耐震に対する基準が厳しくなったこと、それとまた特別委員会  
の決議を受けて、町としてもその当時試案をもとに設計に移ったときの新館と  
の接合部分を、やはり機械室を削るとかという部分での耐震診断になったの  
かなというふうに認識をしておるところでございますので、ご理解のほどよろし  
くお願いいたします。

河合議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 23年以降厳しくなった耐震診断で、追加調査が行われていたということで

すよね。その追加調査の部分は、我々議会には報告を受けていない。この30年の分は厳しくなった追加調査の分なんですよ。

いや、当時の総務課長ではありませんから、今の課長に回答を求めるのは酷だとは思いますが、いずれにしても、一番最初に当時とおっしゃられた意は非常に深く受け止めておるわけですが、以降厳しくなって、追加調査の診断を行った結果がこれだというふうに私は理解したのですが、それでいいのかどうかという確認と、最後に、この診断結果を受けて、これでいくと仮設庁舎か耐震補強結果はこんでいいんだけど、仮設庁舎が必要だし、いろんなことが出てくると。

それで、新館にくっつけるよりは、この結果に基づいてやると3億余、たくさんかかるというので、新館にくっつける案にしたという説明だったと思います。ところが、今、ご指摘したように、この調査報告や耐震診断をまだ議会にも報告を受けておりませんので、この3月18日に入札が予定をされているようですが、いま一度立ちどまって、それらの疑問点を明らかにすることを求めたいと思いますが、回答をお願いいたします。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 北川総務課長。

**総務課長** まず、耐震診断の基準が厳しくなった報告書というもので、私は正直申しまして、24年当時のそのままの資料が、皆様にご提示させていただいていたということを把握をしておりますでした。申しわけございませんでした。

それで、肝心なと申しますか、要点を平成30年6月から9月、12月の議会の全員協議会の中で、例の3階の天井が揺れによって脱落する、またスラブと申します補強材を使うと、今後、改修する中での窓口のところに入ってくるというような部分でのことと、仮設庁舎の部分について説明をさせていただいたので、私としてはそれで耐震診断報告というようなことで、認識が甘かったのかなということで、まことに申しわけございませんでした。

耐震診断の報告といたしましては、そのようにしたという思いでございました。ご理解のほどお願いいたします。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、9番、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

これは要するに、23年の3.11の状況の中の耐震の診断の、要するに建物の評価の基準であります。その後、平成25年か6年に、新しいバージョン、7点どんだけ、8点どんだけとかいろんな厳しくされたのでありまして、そうい



う状況の中で、23年にしかしていないので、評価をもう一遍外部の、環境空間じゃなく外部のところでしっかり評価をもうて、それでどうだということさせていただいて、ちょっと説明がうまくできていなかったんかわかんけど、補正予算のときにはしっかり外部の委託をして、再評価してもらってどういう状況やということの中で、先ほど課長が申しましたように、6月と12月に評価の結果こうでした、ああでしたという話になって、今日に至っておりますので、その点だけはちょっと、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**河合議長** 次の質問をどうぞ。

**鈴木議員** 国保税の問題ですが、回答にありましたが、それから条例案のところでも説明がありましたが、要するに今年度増額になる分が256万円で、昨年度、豊郷町だけが唯一県下で国保税が引き下げられて、大変皆さんに喜ばれたのですが、これまでも私は基金を活用して本当は引き下げてほしいけれども、最低でも今年度の水準を維持してほしいというのを、議会で答弁を求めてきましたが、せっかく2分の1の128万で、半分入れての128万で、今の税額におさまったということですから、わずか128万ですので、ぜひあと2分の1、これを入れていただいて、どなたからもしかられることないと思いますので、128万ですので、今年度の予算ベースで見ても、基金に積み上げが390万ほどだったと思います。ですので、ぜひ128万繰り込んでいただいて、今年度の水準を維持をしていただきたいと思います、回答をお願いいたします。

**医療保険課長** 議長。

**河合議長** 西山医療保険課長。

**医療保険課長** それでは、鈴木議員の再質問の方にお答えさせていただきます。

256万円のうちの半分基金を入れて、もう半分基金を入れてはどうかというご提案につきましてですけれども、令和6年度以降早い段階での保険料水準の統一というのは、滋賀県の国民健康保険運営方針の方に記載の方をされております。今後、令和6年の早い時期という話があったんですけれども、各市町、それぞれの状況の方がございますので、今後それが後年度、令和6年度以降のどのタイミングになるかわからない、先送りする可能性があるという点で、当然そこに見合いの基金を当然持ち続ける必要がありますので、現時点では基金の活用は上がる部分の2分の1を使わせていただく。それは、平成30年度の経過も踏まえて、上がる部分の2分の1は使わせていただきたいというふうに考えております。

できる限り被保険者の皆さんに影響が出ないように、先ほど中山税務課長の方が答弁もしましたとおり、均等割、平等割のみがかかっている世帯について

は影響が出ないようにさせていただきましたし、所得割のない方で資産税割がある方については、資産税割の割合を落として、実質的な減税措置というのをさせていただいておりますので、今回有所得者、所得がある方にご負担いただくべきところをご負担いただきながら、今後の税制、税率、当然県内の保険料水準の統一がなされますと、現状の保険税率よりもかなり今後上がっていくということもございますので、現在の水準をそのまま維持して、翌後年度以降にどんと引き上げるよりは、今年度、なだらかではありますけれども、128万円を基金に活用させていただいて、半分は被保険者の皆さんにご負担をしていただくという判断をさせていただいておりますので、ご理解の方よろしく願いします。

**河合議長** 鈴木議員、再々質問。

**鈴木議員** 基金は減らないですよ。当初予算ベースで、今年の資料を見ても、予算ベースで390万でしょう。これで全部で、390万、予算ベースで、全部振り込んであと128万振り込んでも256万ですから、予算ベースだけで言うたら100万ぐらい基金は増えるんです。基金は減りません。減りませんので、ここは担当課長に答弁を求めるのは酷だと思いますので、ぜひ、町長の方から政治決断をお願いしたいと思います。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

実は、私、県の方に言うているんですけども、統一保険料になるときのシミュレーションをせえと。令和6年なら6年のときにシミュレーションをして、それぞれの町のシミュレーションをしていく。そして、現実の保険料も出していけ。要するに確定数値です。そして、その開きをしっかりした中で、ここは豊郷町は下がる。下がるときには、このシミュレーションはずっと段階的にいくときにはもう少し上げとかないかん。それやったら、下げるのをちょっと幅を狭くしよう。上がるときには、また、狭くしよう。そういう形のものをつくってもらわんことには、毎年毎年一喜一憂して、皆さん方にいろんな思いをしていただいております。それは、この前の6町のところに県の方から課長が来たりしたときに、早急に3年か4年にもう統合すると、統一するということ、それは絶対反対やということ述べとったんですが、そういうふうに一度ひとつシミュレーションをしてもらって、確定係数をその年度年度に出してもらおうということを強く言っておりますので、そうなりますと、議員おっしゃるように、町としてはしっかりこの基金をその期間に、被保険者の皆さん方

に一番有効に使えると思いますので、この1年だけは済みませんが、ご理解いただいて、どうぞ、来年度からそういう形のシミュレーションをした中で、確定係数を打ってもらうように、最大限努力させてもらいますので、どうぞよろしくをお願いします。

河合議長 次の質問の再質問をお願いします。

鈴木議員 次、灯油にいきますが、この制度は、平成19年度に実は始まっているんです。もうかなり前なんです。一般質問をさせていただいて、それから平成19年度で始まってから、この制度が実施をされたり、実施がされなかったりした時期がありまして、何とか毎年実施をしてほしいという声があって、同僚議員からも一般質問でこの問題が取り上げられました。

先ほど説明があった条件がつくられたんですが、これの状況を満たすかどうかというのは、検討するだけでも事務方は非常にしんどいと、これだけの。しかも、灯油等とついているんです。灯油だけに限っていない。途中で等がついたんです。等、ここが大事なんです。今の説明の条件は、レギュラーガソリンと灯油だけだったんです。等というのは、冬季には、冬は、灯油だけじゃなしに、電気代等も高騰すると。それも含めて、ですから、灯油等冬季暖房費助成というふうに名称が変わった。この等が大事なんです、等が。

それから、先ほど説明があったような、もうそういうややこしいというか非常に複雑な条件がクリアできるか、できていないかというようなことではなしに、お年寄りの皆さんはもうこれは毎年あるもんやと思ってはるんですよ。もう思い込んであります。ほんまに思い込んであります。冬になったら、今年もあんねやろうなという問い合わせが何件かあります。あると思うでというふうに、今は答えているんですが。

うちの町はご承知のとおり18歳までの医療費の無料化が行われて、子育て世代の皆さんには大変喜ばれているんですね。今、高齢者の皆さんが実感としてあるなというのは灯油補助制度なんです。実感としてあるのは。そこでもう、去年も、今年度も当初予算にも予算を組んでいただいていますので、これが執行されないとまた年度末に不執行で落として、また私が何で不執行やと質問をせんならん。こういう事態になりますので、ぜひお年寄りの皆さんが喜んでおられるわけですから、予算どおり毎年実行をする制度にさせていただきたいと思いますが、回答をお願いします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

近年では、灯油やガソリンの価格上昇により、今年度を含め3回事業を実施しております。ご存じのように、社会情勢等により灯油やガソリンの価格は変わっていきます。今後の原油価格の予測では、毎年高くなると予想されておりまして、来年度も同じ状況であれば実施するという事となります。ご理解をいただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

河合議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 町長、いかがですか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 再々質問にお答えします。

これ、なかなか要綱をうまいことつくったときよるなと思って感心しているんです。これをつくった人間は誰や知っていますけれども、最近はまだ円高にならない限り、この数値はずっと確保していったらどうもないだろうと。昨日もドル当たり107円ですから、昔みたい80円かそこらになったら、もう確実にこの要綱は消えてしまいます。

それと、この要綱をつくったのは、議員おっしゃったようにしっかりルールづくりをせよというのと、一部でばらまきをしろというような意見が出てきまして、それで要綱をつくった中でやっつけようというのであります。

それで、また担当課の方でこの数字の方だけ検討させてもらって、要綱はあってそれにやっているというような感じでちょっとご理解いただいて、それぞれの要望をお応えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 悪臭・異臭の問題ですが、経過報告をいただきましたが、町民の方よりこの件について相談があって、私、その方と夕方、畜産場に行って、本当にひどいにおいでした。そこで、産業振興課と住民生活課の課長さんに相談に行ったのが、1月16日なんです。1月16日に相談に行って、ちょっと見てくれ、見てこなあかのちゃうかと言ったのは1月16日の日ですよ。そのときに、いや実は、去年の11月14日、11月18日に、これは抜けていますが、女性の方からこういう電話があったんやと。あったんやけど、それまでほっといたんかという話をしまして、1月16日、これは私が行った日です。それからこういうことになったわけですが、そのときに幾つか、何回か行きましたが、それから1月24日にも、赤城畜舎、私がこの日も行った日ですよ。申し入れに行った日です。

わかりましたことは、教えていただいたことは、畜産場は昨年5月頃に西川畜産から群馬に本社がある赤城畜産に、昨年5月から経営権が移っていたと。それから、ふんの処理は、JAの有機部会と連携して、これまでは有機農家に配付をしていたと。ところが、この有機農家が減少して、JAの方から赤城畜産にふんを持ち込まないでほしいという要請があったということでした。これは山田課長の説明でした。

家畜排せつ物の処理は、家畜排せつ物法に基づいて処理をするということでした。これをいただきました。そこで、私、2つの点を申し入れをさせていただいたと思います。

1つは、そういう経過であれば、これはJAにも一定の責任があるんじゃないかと。だから、これまで西川畜産さんも含めてどういう約束であったのか。まさかそういうことが口約束ではないだろうから、どういうふうになっていたのか調べてほしいと言いました。今日の結果の中にもありますが、2月14日、JAセンターで協議をしたとありますが、私はこの協議の結果を教えてくださいというふうに1月24日に課長に申し入れたと思います。

もう1点申し上げました。家畜排せつ物で対応するとするのは、ここにはこうしなければ、申請をしなければならぬというふうになっているんですが、これがどうなっているのか県に確認をしてほしいと言いましたが、今日一般質問をいたしましたのは、報告が1月24日にそういう申し入れをしたのですが、報告がいただけなかったものですから、今日質問をさせていただきました。

もう一度言います。JAとの関係はどうなっていたのか、課長から教えていただいた家畜排せつ物の処理がどうなったのか、答弁をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

2月14日にJAの方と協議をした結果ですが、JAの方では、現在、搬出する機械の故障、また先ほどおっしゃっていたように、堆肥をまく面積というか、部会の会員の減少によりまく場所が減少したために、現在JAが所有している堆肥舎から堆肥が搬出できないという状況で、堆肥が処分できない分がたくさんたまっているということで、赤城畜産の方に、堆肥をもう搬出しないように申し入れを行ったということを確認させていただきました。

そして、今現在におきましても、もう堆肥をまく時期が過ぎておりまして、堆肥がまけない状態でございまして、今現在も堆肥につきましては、JAの堆肥舎には搬入させないような状況が続いているということでございました。

また、今後の堆肥の活用等につきまして、J Aとも打ち合わせをしていたんですけども、今のところは、今のまく機械の故障等によって、まだ今後の対策については進んでいないという状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 もう一個聞いているねん。もう一個聞いている分の回答があるまで、次の質問を出しません。

河合議長 何か具体的に言うてください。何ですか、質問。

鈴木議員 質問したやん。

河合議長 ちょっともう一度言うてください。

鈴木議員 議長からの要請ですので質問いたしますが、課長にお伺いしたときに、これをいただきましたよね。家畜排せつ物で対応するという計画を県に出さなければならぬと教えていただきましたね。ですから、経営が西川畜産から変わっていますから、新しく経営会社に確認をしていってくださいよと申し入れをしたはずですが、そのことを答えてくださいと先ほど言いましたが、これは質問に入りませんので、議長からの求めです。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

家畜排せつ物の管理の適正化に関する法律について、県の方にも問い合わせをさしてもらったんですけども、県といたしましては、ここに載っている家畜排せつ物の法というのは、家畜排せつ物が水道水等に汚染させないために、堆肥舎においてコンクリートなりで堆肥舎を囲むとかいう法律とか、こういうのを設置しなければならないということはあるんですけども、堆肥に関しての処理に関する法律ではないということでしたので、県として対応についても町からの指導を求めているということでしたので、ちょっと答えになっていないかもしれませんが、以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問です。

鈴木議員 再質問、再々か。

河合議長 はい、再々です。

鈴木議員 1月24日から回答がいただけませんでしたので、2月18日に県の担当課に問い合わせをして、資料をいただきました。県の説明では、この家畜物排せつ法というのは、国からの補助金を受ける場合に、この計画を出しておく必要

があると。補助を受けない場合は、大方の業者は出しておられませんという、担当課の人の名前もお聞きしていますから、そういう回答でありました。

では、こういう場合にどういうふうに対応をしたらいいのかというので教えていただきました。悪臭防止法という法律があると、課長、ご存じですか。これは県に教えていただいたんです。悪臭防止法の法もいただいています。悪臭防止法はいろいろありますが、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援を云々とあるんですが、ほかに生活関係の保全に関して一定それを努めなければならないといういろいろありますが、もう読み上げませんが、悪臭防止法で対応ができるんですよ。課長、この悪臭防止法をご存じでしたか。まず、ご存じだったかどうか、回答をお願いいたします。

それから、今もう人ごとのように、JAが廃棄するところがないとおっしゃるけど、今、牛もかわいそうですよ、見てきました。牛舎の中で、膝ぐらいまでたまっているんですよ。町長もご存じ。これは牛さんもかわいそうです。西川畜産さんがやっておられたら、そんなことはありませんでした。住民の方は一日も早くどかしてほしいんですよ。簡単ですよ。赤城畜産の本社に言って、トラックを持ってきて、群馬に持って帰れという行政指導をできませんか。回答をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

まず初めに、悪臭防止法について知っていたかということなんですが、はい、知っておりました。

現在、おっしゃるとおり、堆肥が牛の畜舎、牛舎の中に堆積している状態ですので、今現在も県やJA、また関係機関と対策について協議をしております。また、現在ご存じのとおり群馬の会社でして、従業員は来ているんですけども、まず、私どもとしても、社長が今後この堆肥についてどういうふうに処分なり、処理をしていくかというの、改善なりを聞きたいということで、近々群馬の本社にいる社長等呼んで、今後の体制、対策について話を聞いて、改善に向けて取り組んでいくように準備を進めているところでございます。

以上です。

鈴木議員 議長、1回だけちょっと先に言わせてくれ、すぐ終わります。

河合議長 はい、どうぞ。

鈴木議員 担当課に任せといたら、なかなか進まない。町長のおうちも、あの周辺も時々

においが漂うんだと思うんですが、ぜひ町長がトップに立っていただいて、もう住民の方は今でも困っておられる。あそこの団地の隣組の方がほぼ判こも押されて、要望書も出させています。ぜひ指導をして、ちょっときついことを言いましたが、一日も早く、トラックを持ってきてとりあえず運んでもらったら済むわけですから、ぜひ町長にお願いをしておきたいと思います。

**伊藤町長** 議長。

**河合議長** 答弁ですか。

**伊藤町長** 答弁です、特別らしいんで。

私もそういう公害関係の方はちょっとは知っておりますので、課長と住民生活課長が公害に対する担当ということで会議させてもらって、そしてまた、西川さんの設置するとき、私は区長をしております、あこは八町領地ですから。それで、あれは農林同対の補助金をもらって、県もかんで、農協もかんでやっている。県と農協が責任持てという形の中で、課長と住民生活課長が動いております。

それで、まず社長とこっちへ出てこいということで、それで一応改善計画を見て、それでどのような判断していくか、改善命令を出していくか。そこらはしっかり対応してまいりたいと思いますので、もう少し時間。ただ、本当におっしゃるように生き物がかわいそうです、あのままですと。何であこまでほっとたんかというのは。農協も機械が傷んださかいという無責任なことも、どういうふうに、やっぱり畜産も育成するのもやっぱりJAの1つの仕事です。そこらもありますから、ちょっとしっかり対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**河合議長** 次に、西澤博一議員の質問を許します。

**西澤博一議員** 議長。

**河合議長** 西澤議員。

**西澤博一議員** それでは一般質問をいたします。

生活道路の整備の推進をということで、国の国土強靱化緊急対策に基づく河川や道路の改修支援がありますが、本町でも今後主要道路の整備推進を計画的に進める必要があると考えますが、町としてどのような考えを持っているのか、答弁を求めます。

また、以下の点についても答弁を求めます。

1、町内の防災道路の拡充について。

2、県への県道、生活道路の整備についての要望は等についてご質問を願います。



地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の一般質問にお答えします。

生活道路の整備の支援についてお答えします。

国では、自然災害の頻発化、激甚化にさらされており、国民の生命財産を守る防災・減災国土強靱化は一層の重要度を増し、喫緊の課題となっております。そのため、国土強靱化基本計画を見直すとともに、3年間で集中的に実施すべきハード、ソフト対策を防災・減災国土強靱化のための3年間緊急採択として取りまとめて、中長期、短期的に取り組むことで加速化、進化させています。これを実効性のあるものとするために、地方公共団体や民間事業所が総力を挙げて取り組むため、地方公共団体には国土強靱化地域計画の策定が求められ、現在豊郷町でも策定が終わったところです。

社会資本整備総合交付金との関連性については、道路事業、湾岸事業、河川事業、砂防事業、地すべり事業など幾つもの事業がありますが、特に道路事業関連ではストック効果を高めるアクセス道路の整備、国土強靱化計画に基づく事業のうち重要物流道路の代替路や、災害時拠点への補完路として国土交通大臣が指定した道路事業、広域的な防災拠点となる道の駅の事業、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災事業、交通安全プログラムに基づく交通安全対策、無電柱化推進計画支援事業などがありますが、交通安全プログラムに基づく事業以外は、国土強靱化地域計画に明記する必要があります。

豊郷町としましては、第3次重要物流道路として吉田愛知川線と吉田秦荘線、法養寺線を指定することで、国土強靱化計画に明記するとともに、老朽化、耐震化として歌詰橋の補修、補強及び歩道橋を上げております。

町内の防災道路の拡大については、地域の要望があったところから取りかかっておりますが、実情としては、家屋が解体されて更地になったところがあれば、地域から声が上がってくる状況です。

県道につきましては、湖東土木事務所が道路整備計画及び国土強靱化地域計画に基づき実施されております。

生活道路についての要望は、水路の設置、水路の暗渠化などの要望を賜っておりますが、これについては、地元と協議の上決定しているところでございます。

以上です。

河合議長 西澤議員、再質問は。

西澤博一議員 議長。

河合議長

西澤議員。

西澤博一議員

今、課長からいろんな提案と今までやっていただいたことをお聞きいたしました。その中で公共事業なんですけども、公共事業の関係については、安定的な確保を行い、また、その中でインフラの老朽化策などについて新たな個別補助制度を創設し、災害、減災、国土強靱化への重点化を上げております。

また、これまでの地方公共団体の交付金の支援についてもですけども、より計画的に集中的に工事を進める事業については、個別保障制度を創設するとともに、比較的小規模な事業など地域の実情を踏まえたきめ細かい対応が必要であるということは、国も進めているところでございます。

それで、今、課長言いましたように、各字において、やはり今後、今の防災の関係ですけども、どういう事情が起こるかわかりません。その中でやはり救急車または消防車いろいろ等々を走るのに、やはり防災道路の拡充というのは必要ではないかと私は思います。各字においても、やはり例えば1本、2本の、それぐらいの幅の広い道は必要じゃないかと。しかし、それも用地買収等々の問題があるので、なかなか事は進むはずはないと思います。その点については、やはりこれからの将来の5年、10年先を見据えた町の防災道路について計画を立てていただきたいと思います。

そこをまず、今言われるのはやはり町道の関係ですけども、やはり町道の横には1メートル50か、水路があります。そこを埋めようと言うようではないんですけども、必要な部分についてはそこはふたをして道幅を広げるのものの防災の道路の1つの方法ではないかなと私は思います。

それで、区等々で上がってきたときには、必ずそういうようなものについては積極的に取り組んでいただきたい。今の課長の答弁からはそういうような答弁がありましたので、お願いしたいと思います。

そこで、まず、その点について里道の関係もあります。前々から里道の一般質問をさせていただいております。里道においても、町道の役目をしている道もあると思います。その中でもやはり狭いところがあるので、そういうようなものについては、区要望だけでなしに、やはり自ら行政が足を運んで、やっぱり区と話をしながら、こういうようなことはしたらどうかということを提案をしていただければありがたいと思います。その点について、一度答弁を求めたいと思います。

地域整備課長

議長。

河合議長

山田地域整備課長。

地域整備課長

西澤議員の再質問にお答えします。

安定的な交付金の確保ということで、まず、今年度もそうだったんですけども、初めの配分が少なかったので町長にはご苦勞をいただきまして、ほぼ、歌詰橋の補助についてはほぼ満額いただけるようにご努力いただいたことがあります。

防災道路の拡充については、全国的に狭隘な道路がまだまだ多いということで急がれている部分もあるんですけども、防災道路の一番のいいところというか、火災があったときに延焼を防ぐという重要な役割がありますので、豊郷町でも密集しているところがありますので、そういうようなところはやはり防災道路は必要やということとは地域整備課でも思っております。

しかしながら、こういうところはやっぱり家をどいてもらわないいけないということで、なかなか現実的に難しい部分がありますので、その点につきましては、また区との協議を進めながら進めていかなければならないというのは十分思っております。

水路の暗渠化につきましては、区からの要望をいただいて、協議をした結果に基づいて実施しておりますし、字からの要望についてはほぼ町の事業で対応しておりますので、その分についてはまた協議させていただくということになるかと思えます。

以上です。

河合議長 西澤議員、再々質問。

西澤博一議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

西澤博一議員 明確な回答をいただきまして、ありがとうございます。

そこで、もう1点なんですけども、道路、国土強靱化の関係でありますけども、やはり、先ほど課長が言われたように交通の関係、防災道路の件、また車等々が多く通るところには、今も去年度からずっと一生懸命道路の整備等をやっていたいておるのはよくわかっております。その上で、やはり子供たちが安心して、また年寄り、また町民の方が絶えず安心して確保できる、そういう交通安全対策も講じていただきたいと存じます。それについての答弁をお願いします。

地域整備課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再々質問にお答えします。

子供の交通安全対策につきましては、学校と警察、土木事務所、地域整備課、教育委員会と、9月に危険箇所の点検を洗い出して協議をし、危ないところに

については現地確認をしております。それと、今年度につきましては、保幼の危険箇所の洗い出しも同時に行いまして、必要な箇所については県も対応していただきますし、町も対応する予定をしております。

その1つとしまして、崇徳保育園の方からの要望がありました役場前の交差点のところにガードパイプがないということで、信用金庫側なんですけども、子供らが止まっても危ないということで、その部分については県道ですので、県がすぐガードパイプを1カ所置いてもらったっちゃうこともありますので、今後も引き続きそういうことの対策をしていきます。

以上です。

河合議長 西澤議員、次の質問にってください。

西澤博一議員 次の質問に入ります。家庭ごみの減量化対策をということで、現代社会において、さまざまな観点から一人ひとりがごみ問題を意識し、環境に配慮した生活や行動をとることが求められています。

本町においても、循環型社会形成に向け、より一層のごみの減量化を推進するため、住民と行政が一体となり取り組む必要があると考えますが、そこで、以下の点について答弁を求めます。

- 1、家庭から出る生ごみの減量対策は。
- 2、食品ロスを削減するための取り組みは。
- 3、住民に向けた啓発について。でございます。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 議長。

河合議長 はい、どうぞ。

住民生活課長 西澤博一議員のご質問にお答えいたします。

1番の家庭から出る生ごみ減量対策はということですが、豊郷町では、平成23年度から生ごみ減量実証実験を開始いたしまして、平成25年度からは生ごみ堆肥化推進事業として事業化、現在は会員数が340名で、12字の24のステーションで回収し、年間41トンの生ごみの方を回収しております。できた堆肥につきましては、役場窓口で無料配布されまして、家庭菜園、花壇等の肥料となりまして、循環型社会の構築に役立っております。

そのほかに、生ごみ処理機購入費補助金として、畑などに設置いたしますコンポスト補助金につきましては、購入費の2分の1の補助で一基2,500円の限度の補助制度、また電気式の生ごみ処理機につきましては、購入費の2分の1の補助で一基2万5,000円の限度の補助制度を設け、家庭での生ごみの減量化に活用いただいているところでございます。

2番の食品ロスは削減するための取り組みについてはということでございますけども、買い物に出かける前に冷蔵庫などの食材を確認し、不必要なものは買わない。また、小まめに賞味期限をチェックし、食材の廃棄をさせない。食べられる量だけ料理するなど、広報などで呼びかけております。

3番の住民に向けた啓発につきましては、生ごみ堆肥化推進事業への参加の呼びかけ、また生ごみ処理機購入費補助金の活用、そして平成30年度から始めました、庭木の剪定枝葉を粉碎し、畑などに還元する枝葉粉碎機購入費補助金の活用の方を、区長さんや区の役員さんを通じてお願いするとともに、広報などで啓発の方をさせてもらっております。

また、買い物時の過剰包装のお断りや、不必要なものを買控えるなど、また、それとともにマイバックなどの持参についても、広報を通じ啓発を行っております。

以前は、3Rとしてリデュース、リユース、リサイクルの3Rでございましたけども、現在は、それに加えてもう1つ加えた4Rということで、リフューズということで、先ほども申しましたが、過剰包装を断るや、またマイバックを持ち、無駄な過剰包装を断ったり、また製品としてきちっとしたものを買わなくて、詰めかえの容器に入ったものを購入したりなど、耐久消費財は手入れや修理をしながら長く大切に使う。そして利用頻度の少ないものにつきましては、現在はレンタルやシェアなどのシステムがございますので、そちらの方を活用していただくなど、ごみ減量について住民がもっと関心を持ち、実践していただいているように啓発活動を今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

河合議長 西澤議員、再々質問は。

村岸議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 今、課長から答弁がありましたように、今回、燃えるごみと生ごみの分別ということでお聞きすることになります。ごみの減量は、町民一人ひとりが努力しなければならないと思います。ごみの減量について、燃えるごみと生ごみの分別をする必要があるのではないかと。本町においては、家庭から出るごみを堆肥化し、大地に返し、循環社会を何年も前から推進していることはよく知っております。

今、課長が答弁でありましたように、今現在340名、12字、24のステーションに生ごみの専門の容器が置いてあります。それは、よく見ていました。

これは、前の同僚議員から平成27年にそういう質問があったときには、215名ぐらいだったんです。それが今、現在が340名からを超えているような事情になっているということは、個々の家庭の方々がそういう生ごみのことについて意識を持っていただけてくれるのかなと、私はそのように判断をしております。

字によっては、そういう生ごみの容器が設置していない字があるというのも聞いております。そういうふうなことを意味合いにありまして、やはりこれからのごみの減量化に進めていく上に、町の財政もやはり軽減されるかなと思います。

そこで提案なんですけども、まず1番目、燃えるごみと生ごみのまず分別を行うということが大事かなと思います。そういうようなことで、町民に対して啓発期間をやはり設けなければならないと思います。そういう燃えるごみと生ごみの分別するというのを、来年度ぐらいから義務づけをしたらどうかと私は思います。燃えるごみと燃えないごみは分けると、やはり軽量化になり重量も削減されるし、財政の負担も軽減されるのではないかなと私は思います。

生ごみの約80%は水分であります。水切りをすることによって、重量を約10%減らすということを聞いております。水切りを徹底することによって、ごみの減量と悪臭対策も一応できるのではないかなと私は思います。

今私が言いましたように、そういうようなことは今後考えていかなければならないと思いますけども、そういうようなことについてどう思われるかと、答弁を願いたいと思います。

もう1点、食品ロスの関係なんですけども、先般食べられるのに捨てる食品の削減に向けた政府の基準方針がまとまったということ、報道等で聞きました。必要なのは一人ひとりが食べ物を無駄にしないという意識が大事かと思えます。日本の食品ロスは643万トンで、大型トラックで、10トントラックで1,760万台分を、毎日廃棄しているような状況であります。大量の食料を輸入しながらも、食べるのに捨て続けている食料も大量だということは、日本の国の全体からしたら、輸入している米等々、いろいろな野菜もあるのに、日本は食品ロスということで、10トントラック176台分をほかしているということになるんです。

こうした情勢を踏まえて、食品ロス削減推進法が今年の10月に施行されます。具体的な取り組みは、農林大臣や環境大臣がかかわってやっていることだと思います。そこで、やはり本町も食品ロスの削減の意義として、基本方針を、国から恐らくこの年度か3月末には来るかと思うんですけども、そういう市町

村が地域の特性を踏まえた食品ロスの推進計画を立てなければならないと思います。やはり立てるに当たっては、いろんな団体の方々が議論していただくことかなと思いますけども、いつも何らかの役員団体等をよすと、いつも決まったような団体の方がメンバーになっておられるので、その点についてはやっぱり生ごみの関係、ごみの関係の方々をやはりメンバーにした方が実効的でいいのかなと私は思います。その点について、答弁を求めたいと思います。

もう1点、あとの啓発の件ですけども、先ほど申しましたように、仮に行うとしたら、1年間ぐらいの余裕を見て、来年の4月1日から行うということをやはり周知しなければならないと思います。そのときには広報もありますし、また各種団体の方々の会議があったときに、そういうようなこともアピールするのも1つの方法かと思えます。

そのことについては、やはり行政の方が専門的ですので、そういうようなことは、啓発については、随時丁寧にしていただいた方が浸透するのではないかと思います。

あともう1点は、旧の字というか、新興住宅ができました。あそこら辺のごみの集配等はどうなっているか。恐らく町と一緒にやと思いますけども、そういう若い方々にも生ごみと燃えるごみの分別等はやはりしていただくようにしてもらうことによってまた変わってくると思いますので、その点についてはやはり徹底した周知として、啓発等を考えていただきたいと思います。

今の点について答弁を求めます。

住民生活課長

議長。

河合議長

長谷川住民生活課長。

住民生活課長

西澤議員の再質問にお答えいたします。

生ごみとその他のごみの分別の義務づけですけども、なかなか難しい問題でございまして、町にあります廃棄物減量推進協議会や、また犬上郡の環境協議会など、その点、関係機関等も連携をとりまして考えていきたいなと思います。

2番の食品ロスについてですけども、これについても、西澤議員がおっしゃいましたように、生ごみの減量化に参加している方や、また廃棄物減量推進協議会の役員さんなどとも話しさしていただくとともに、また県や関係市町、近隣の市町とも話し合いしまして、方向性の方を見つけていきたいなと考えております。

広報につきましては、西澤議員が1年ほど期間を置いて考えていったらよいということですが、いつも広報や窓口では話とかさしてはもらっておりますけども、それ以外にもまた町としてできる啓発の方法があると思いますので、

その辺、課内でもまた協議しまして、考えていきたいと思います。

河合議長 再々質問か。

西澤博一議員 もう1回。

河合議長 はい、どうぞ。

西澤博一議員 繰り返しやないけども、やはり1年後をめどにして、どこの市町村もやっているところがあると思います。だから、生ごみと燃えるごみの分別は必ず行うということは、考えていかなければならないと思いますので、その点はしっかりと今後啓発も兼ねてあるので、しっかりとやっていただきたいと私は思います。とりあえず生ごみとごみは分けるように、最後の答弁は町長に求めます。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、8番、西澤議員さんの再々質問にお答えします。

先ほども課長が言いましたように、生ごみももうほんまに10年近くになります。徐々にですけれども、成果が上がってきて、そしてその出た堆肥、肥料として使っていただいているというのは大変ありがたいんですけども、できたらそれで野菜つくってもらって、出しておられる方にまた返還していくというようなサイクルができると、野菜がただで当たって、もっとごみは出そうとかないようなサイクルをつくると、またこれ会員さんも増えていくんではないかなと。

また、いろんな形の中で考えていかなければならないのと。それと、おっしゃるように、生ごみとほかのごみとの分別というのと、それと余分なものを買わないというのが一番大切だろうなと思います。人間はぜいたくになれ過ぎまして、特にこのごみの多いのは豊郷町です。特に食品ごみの多い、燃えるごみの多いのは豊郷町です。要するにペットボトルは多賀町の倍、甲良町の1.5倍、それぐらいですから、いろんな今のプラスチックごみの問題、そして普通の生ごみの問題等、町民さんに啓発しながら、できるだけやっぱりごみのない社会、そしてまたエネルギーの消費しない社会づくりに、町民の皆さんの協力をいただきながら、また議員の皆さん方の協力を得て進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 お諮りします。

本日の会議は、滋賀県下におきまして新型コロナウイルスの患者の陽性反応が出ましたので、執行部側からの新型コロナウイルスの緊急対策会議が開催するという事で延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。



**河合議長**

異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

なお、再開は3月9日午前9時といたします。ご苦労さまでした。

(午後5時07分 散会)